

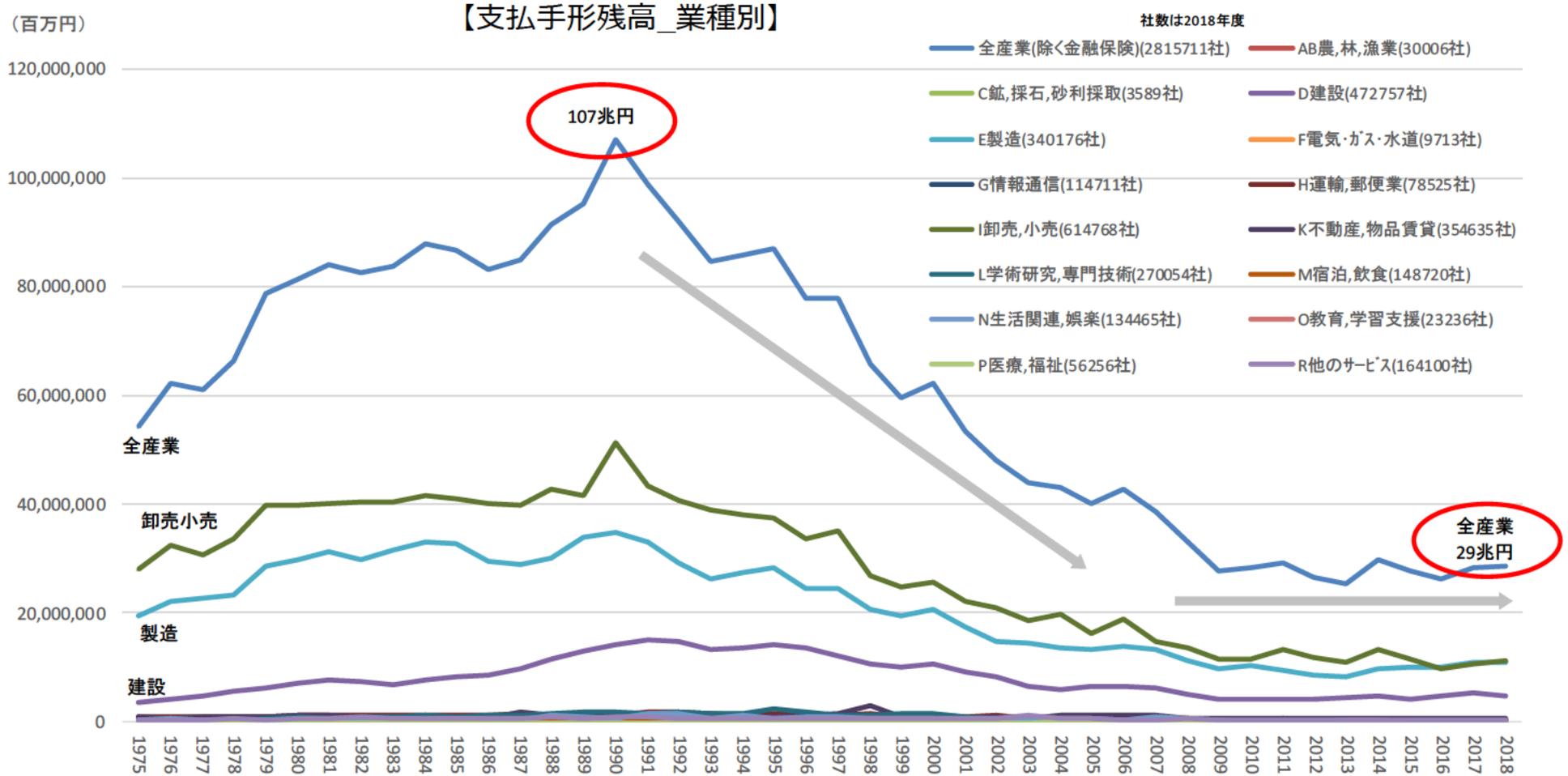
# 第5回 約束手形に関する論点について

令和2年12月21日  
事務局

# **1.約束手形の現状**

# 1-1.手形残高の長期的推移 ①業種別残高

- 支払手形残高は1990年前後をピークに減少するも、足元は横ばいで推移。
- 特に、卸小売業、製造業、建設業の手形残高が多い。



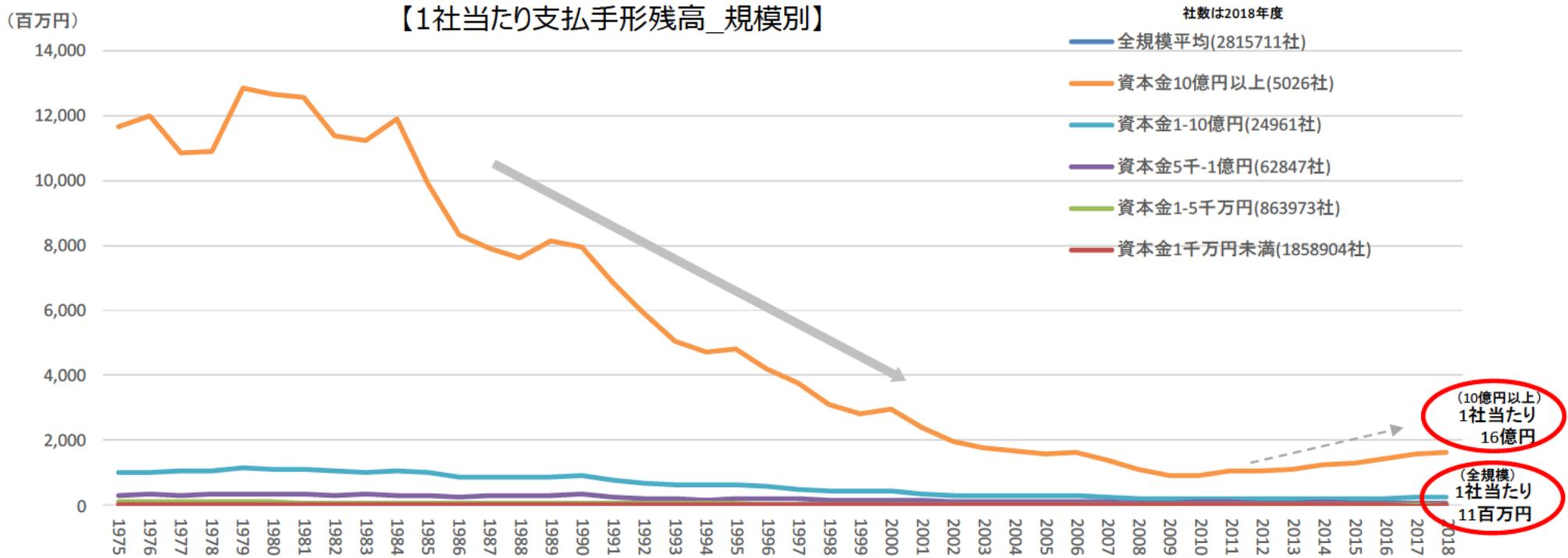
(資料) 法人企業統計調査

【法人企業統計調査について】

- 標本調査であり、全国約280万ある営利法人の中から約3万の法人を対象に調査（2018年調査の場合）。標本調査の結果をもとに、日本の法人企業すべての財務計数の合計を推計。
- 支払手形は、通常の営業取引に基づいて発生した手形債務及び電子記録債務の残高とし、資金借入や固定資産購入のためのものを除く。

# 1-1.手形残高の長期的推移 ② 1社当たり残高

- 1社当たり残高は、長期的には減少傾向。
- 足元では、大企業(資本金10億円以上)の手形残高が多く、微増傾向もうかがえる。

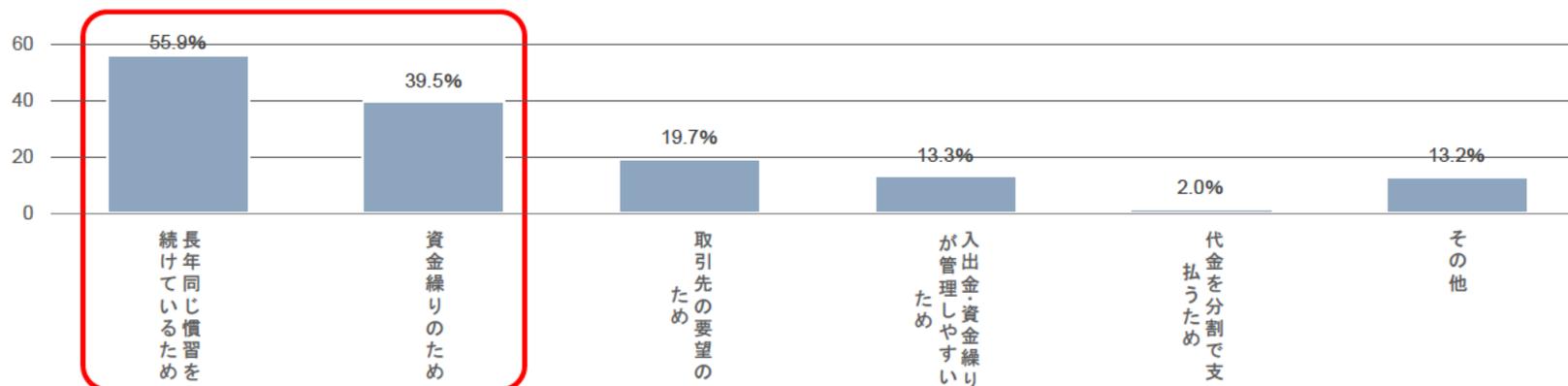


# 1-2.手形利用の動向調査 ①利用する理由

- 約束手形を利用する理由としては、
  - ・支払側 --- 「長年同じ慣習を続けている」や「資金繰り」
  - ・受取側 --- 「長年同じ慣習を続けている」や「取引先の要望」が多い。

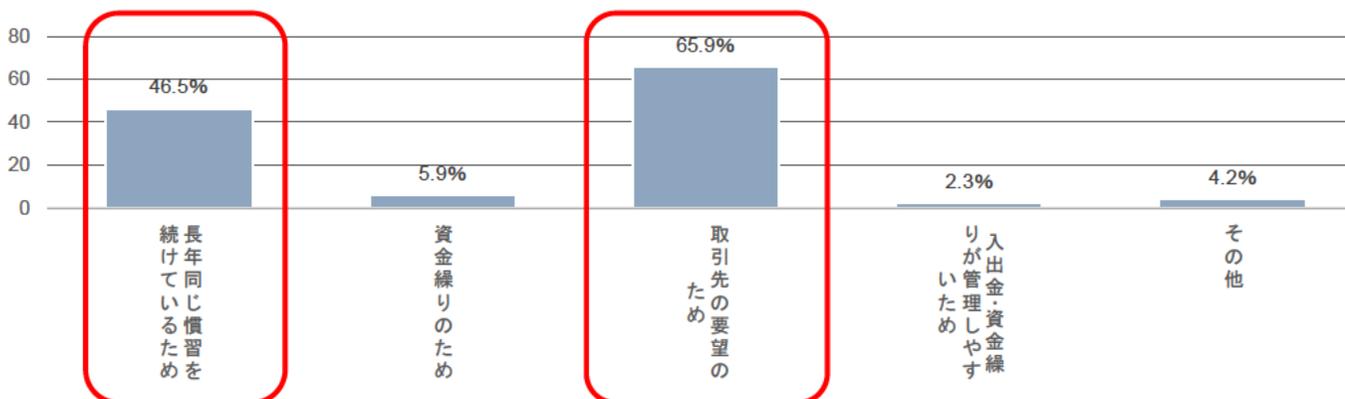
## 1. 手形支払の利用理由

n=1,588



## 2. 手形受取の利用理由

n=1,936

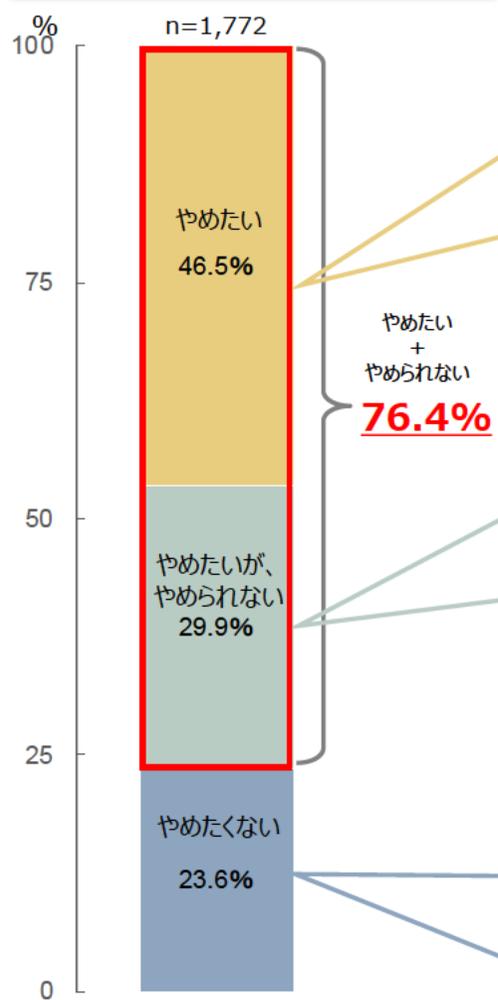


(資料) 令和2年度アンケート調査より

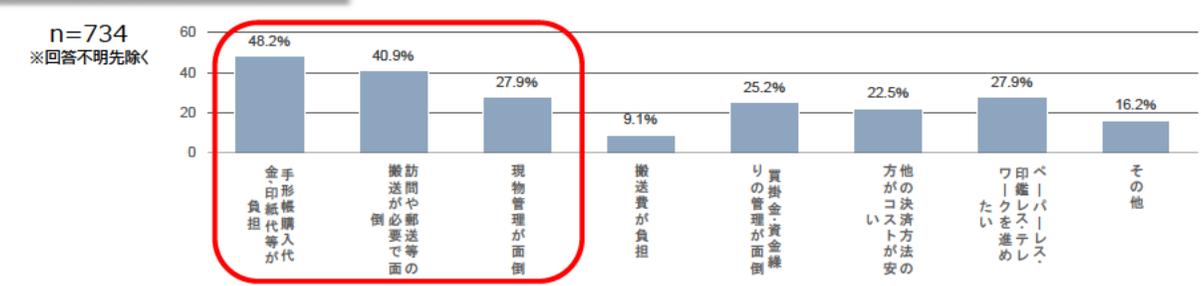
# 1-2.手形利用の動向調査 ②振出人の利用意向

- 手形支払をやめたい（「やめたい」+「やめたいが、やめられない」）という回答は8割弱を占めている。
- やめたい理由は「手形帳購入代金、印紙代等が負担」が最も多く、「訪問や郵送等の搬送が面倒」が続く。
- やめられない理由は「電子記録債権を受取側が利用していない」が最も多く、「業界の商慣習」が続く。

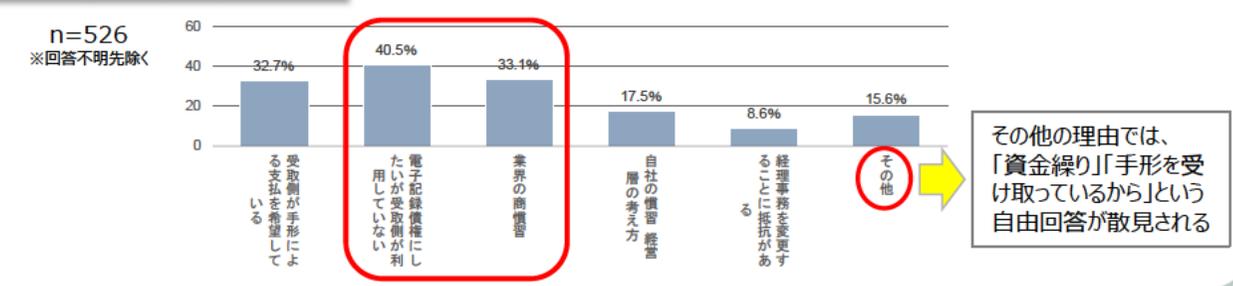
## 1. 振出人の利用意向



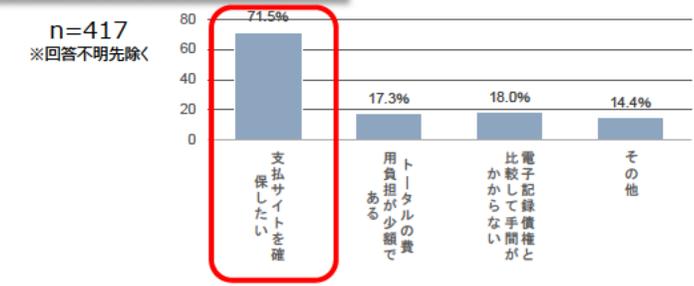
## 2. 手形支払をやめたい理由



## 3. 手形支払をやめられない理由



## 4. 手形支払をやめたくない理由

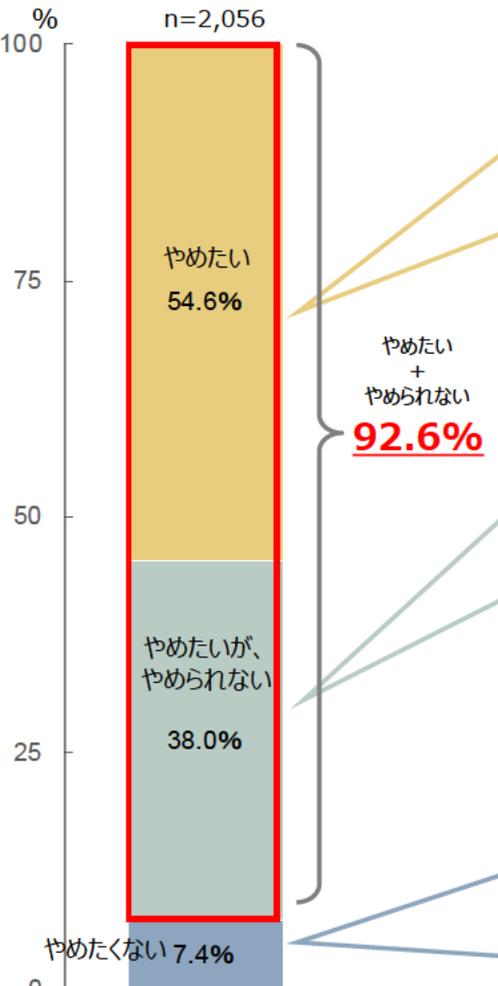


(資料) 令和2年度アンケート調査より

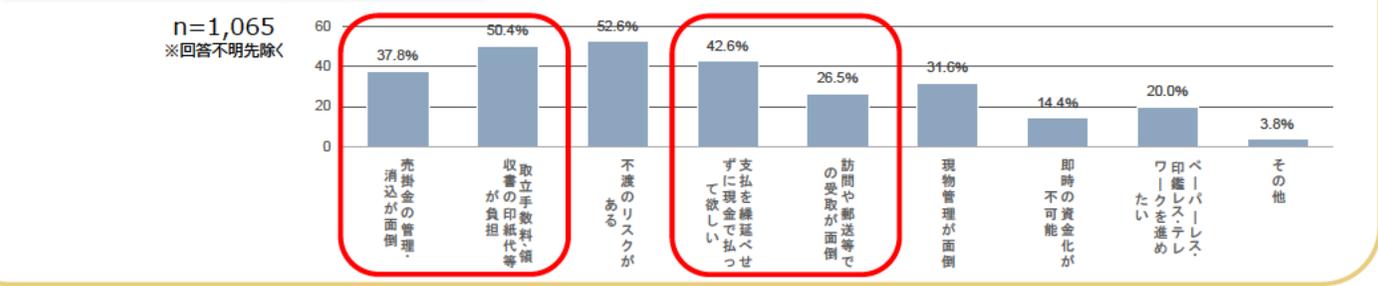
# 1-2.手形利用の動向調査 ③受取人の利用意向

- 手形受取をやめたい（「やめたい」+「やめたいが、やめられない」）という回答は9割超を占めている。
- やめたい理由は「不渡りのリスク」が最も多く、「取立手数料、領収書の印紙代等が負担」「支払いを繰延べせずに現金で払って欲しい」が続く。
- やめられない理由は「振出側の希望」が8割を占め、最も多い。

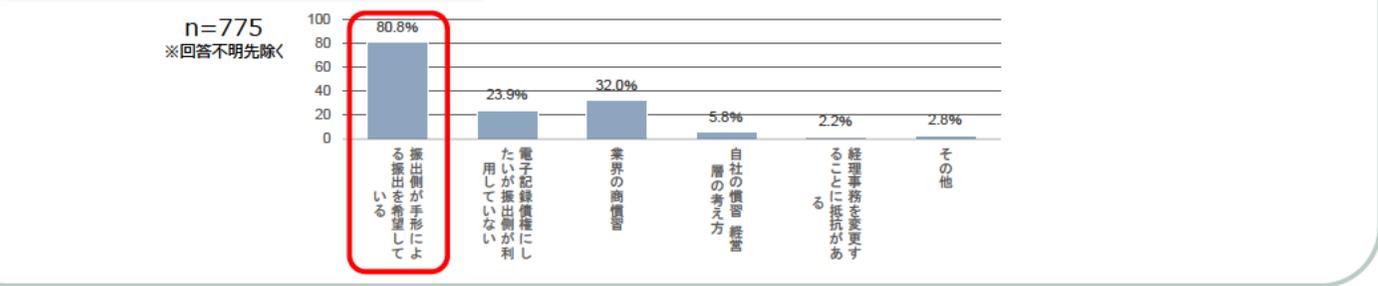
## 1. 受取人の利用意向



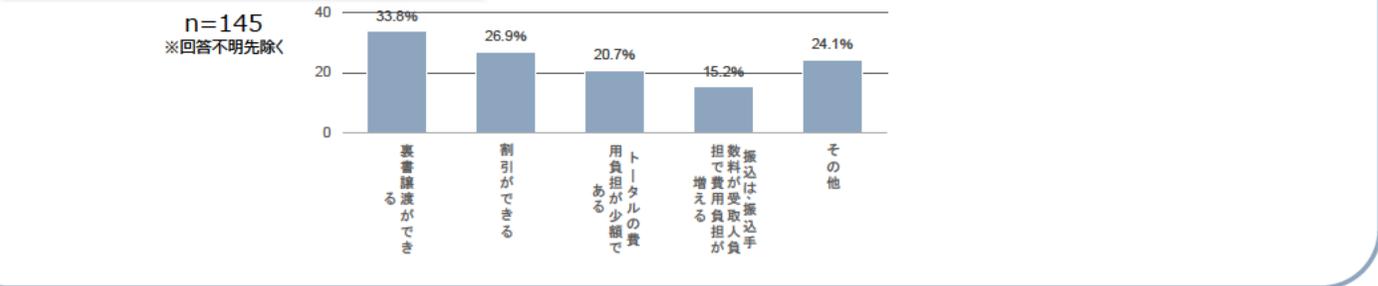
## 2. 手形受取をやめたい理由



## 3. 手形受取をやめられない理由



## 4. 手形受取をやめたくない理由



(資料) 令和2年度アンケート調査より

# 1-2.手形利用の動向調査 ④コロナ禍の影響

- コロナ禍の影響により、約束手形の利用を見直す動きが見られる。

Q 新型コロナウイルスによって、貴社の手形に関連する業務にどのような影響がありましたか。

- 全体の約2割（19%）が、手形業務に対してコロナ禍の影響があったと回答。
- 企業規模別には、大企業の方が影響があったとする割合が高い（35%）。

コロナ禍による手形業務への影響	全体(手形による支払・受取がある企業) (n=2,154)		
	大企業 (100)	中小企業 (2,054)	
影響なし	81%	65%	81%
影響あり	19%	35%	19%

↳ (具体的な影響)

	大企業	中小企業
手形による支払を減らしている	3%	3%
手形による受取を減らしている/要請している	3%	3%
事務処理体制を見直している	4%	4%
手形の支払のため出社が生じている	7%	7%
手形の受取のため出社が生じている	8%	8%

(資料) 令和2年度アンケート調査より

Q 新型コロナウイルスによって、貴社の決済手段及びサイトに何か変化はありましたか。(自由記入)

- 現金化(振込)や電子化を進める動きが確認できる。

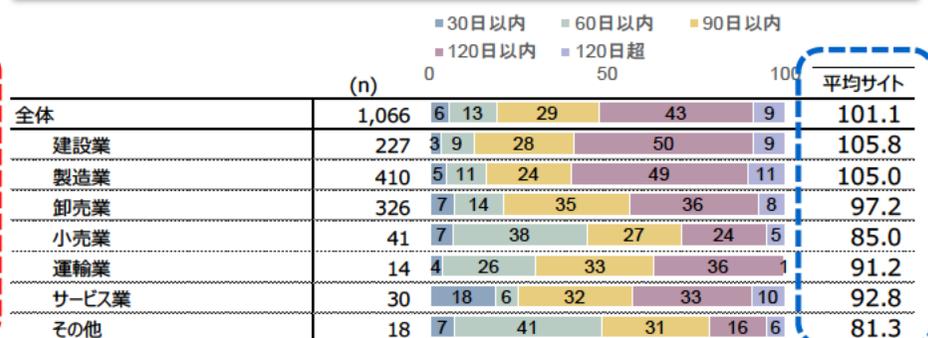
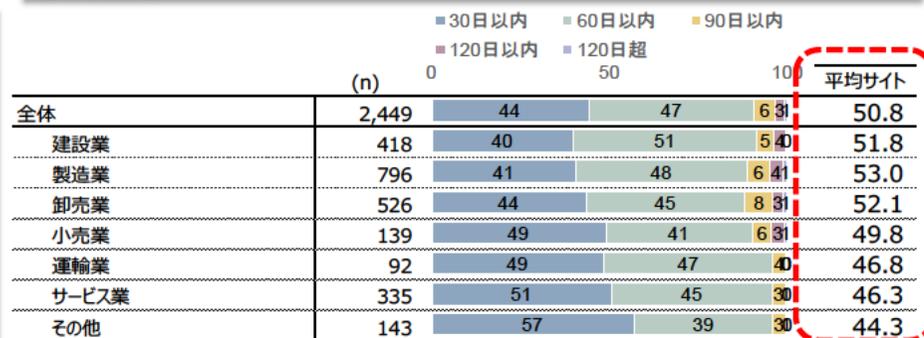
自由回答欄(抜粋)	業種	規模
<b>■現金化(振込)を進める動き</b>		
交渉により意外と現金振込への変更の応諾を得られている。	製造業	中小企業
手形撤廃を新型コロナウイルス以前から働きかけており、蔓延のタイミングで受理される事が多かった。	製造業	中小企業
手形支払いをやめた。	卸売業	中小企業
小切手・手形・現金集金を振込みへの移行を依頼している。	製造業	大企業
小切手受け渡し集金から、振込に変更している。	建設業	中小企業
取引先との話し合いにより対面で小切手、手形の支払いを減らし振込、郵送に変えた。	建設業	中小企業
支払い条件枠を変え、現金支払い額を上げた。	卸売業	中小企業
従来、集金にきていたが、テレワークの為、指定口座への振込みの依頼を受けたことがある。	小売業	中小企業
<b>■電子化を進める動き</b>		
経費削減・押印・郵送等の手間削減目的で、でんさいネットの導入について検討を進めるようになった。	卸売業	中小企業
手形からでんさいへの移行可能な先を改めて探した。	卸売業	中小企業
電子債権の利用が少し増えた。	建設業	中小企業
でんさいへの変更依頼があった	製造業	中小企業
対面での集金を、郵送やでんさいに変更した。	製造業	中小企業
業務効率化のために既にでんさいの利用を進めていたが、一度断ってきた取引先がコロナ禍の影響ででんさい切替を要望する例が散見された。	卸売業	中小企業
販売先1社が来年よりでんさいに変更予定となった。	製造業	中小企業
緊急事態宣言時期に営業の訪問が無くなり、手形の集金をしてきていた仕入先に、でんさいで支払った。	卸売業	中小企業
得意先からの支払いが、手形からでんさいに変わった。	卸売業	中小企業
今後ビジネスバンキングなどの支払いに移行する予定。	建設業	中小企業
今後はネットバンキングなど利用したい。	卸売業	大企業
<b>■郵送の増加</b>		
集金から郵送へ変わった。	製造業	中小企業
訪問集金から郵送依頼を受けることがあった。	製造業	中小企業
郵送が増えた。	卸売業	中小企業
手形の手渡しから郵送になったところがある。	卸売業	中小企業
三密を恐れて集金に来ず、近くでも郵送を希望されることが多い。郵送代は先方負担だが手間代はこちら負担。	卸売業	中小企業
郵送による支払のみとし、窓口支払いを止めた。	建設業	中小企業
紙の手形は郵送(従来は集金)に切り替えた。	製造業	中小企業
手形郵送が多くなった	建設業	中小企業

# 1-3. 約束手形の支払サイト ① 現金払いとの比較

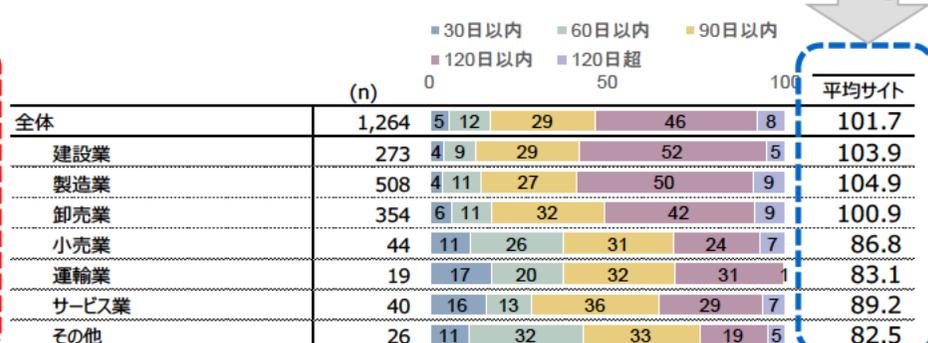
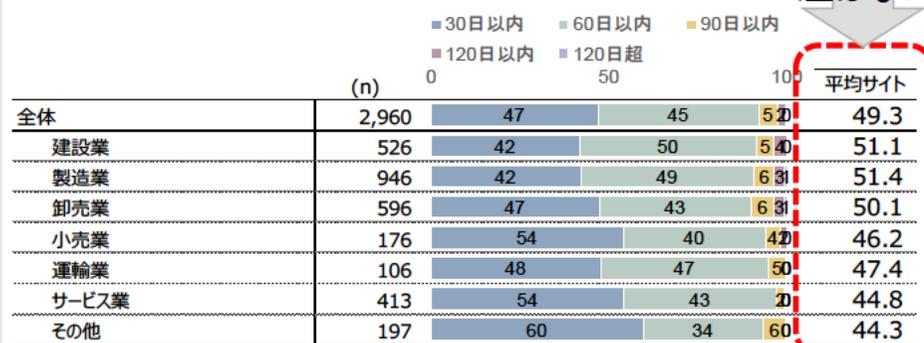
- 令和2年度に中小企業庁が実施したアンケート調査によると、約束手形による支払サイトは長い結果となった。
- 手形による支払では現金の支払期日に手形が振り出される場合も多く、支払は合計で最長「150日」となる。



大企業取引



大企業以外の取引



差はない

差はない

アンケートでは、現金/手形による支払サイト毎（30日以内、60日以内、90日以内、120日以内、150日以内）の割合を質問。各選択肢を以下の日数に読み替えて平均値を算出。  
「30日以内→30日」「60日以内→60日」「90日以内→90日」「120日以内→120日」「120日超→150日」

# 1-3.約束手形の支払サイト ②受取人への資金繰り負担

令和2年度アンケート調査

- アンケート結果によると、受取側の約束手形をやめたい理由として「**資金繰り**」が多く回答されており、**割引料も勘案されていない状態**。受取側への資金調達コストの負担が相応にある状況となっている。

## 【資金繰り・資金調達コストの負担状況】 (資料) 令和2年度アンケート調査より

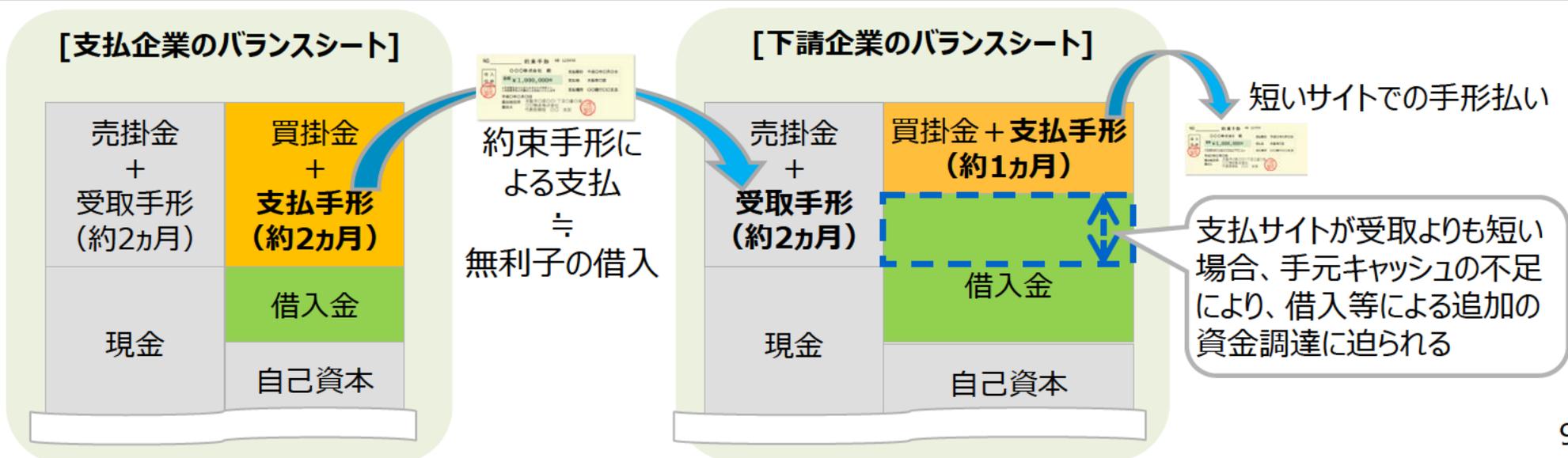
<約束手形をやめたい理由 (%)>

業種	(n)	売掛金の管理・消込が面倒	取立手数料、領収書の印紙代等が負担	不渡のリクがある	支払を繰延べせずに現金で払って欲しい	訪問や郵送等での受取が面倒	現物管理が面倒	即時の資金化が不可能	ハールーレス・印鑑レス・ワークを進めたい	その他
全体	1065	37.8	50.4	52.6	42.6	26.5	31.6	14.4	20.0	3.8
建設業	193	30.6	43.5	54.9	46.6	23.3	25.9	14.0	18.7	1.6
製造業	440	41.1	57.0	47.5	42.5	27.7	34.3	13.0	20.2	2.7
卸売業	247	34.8	54.3	61.1	40.9	31.2	36.8	13.4	27.1	2.4
小売業	49	46.9	40.8	67.3	34.7	28.6	32.7	18.4	8.2	4.1
運輸業	35	42.9	25.7	31.4	37.1	14.3	22.9	14.3	5.7	11.4
サービス業	71	43.7	46.5	45.1	49.3	23.9	25.4	21.1	16.9	12.7
その他	30	26.7	20.0	60.0	36.7	6.7	10.0	23.3	10.0	13.3

<割引料の勘案状況 (%)>

業種	(n)	勘案されている	一部勘案されている	勘案されていない	分からない	手形割引を利用していない
全体	1883	2.2	5.2	54.2	8.9	29.5
建設業	361	1.7	5.3	55.1	12.5	25.5
製造業	764	2.4	5.1	55.2	7.3	30.0
卸売業	500	1.4	5.2	57.0	5.6	30.8
小売業	72	4.2	6.9	45.8	8.3	34.7
運輸業	49	6.1	6.1	32.7	22.4	32.7
サービス業	93	5.4	3.2	48.4	17.2	25.8
その他	44	0.0	6.8	45.5	11.4	36.4

## 【受取企業の負担イメージ】 ⇒支払サイトが長いことで、資金繰りのしわ寄せが下請企業へ



# 1-3. 約束手形の支払サイト ③ 資金効率の悪化

- 支払サイトが長いと企業間の資金の流れ(回転)が遅くなり、受取企業の成長の阻害要因になる。
- 諸外国と比較すると、日本では支払サイトは長い傾向にある。

## 【企業間取引のイメージ】

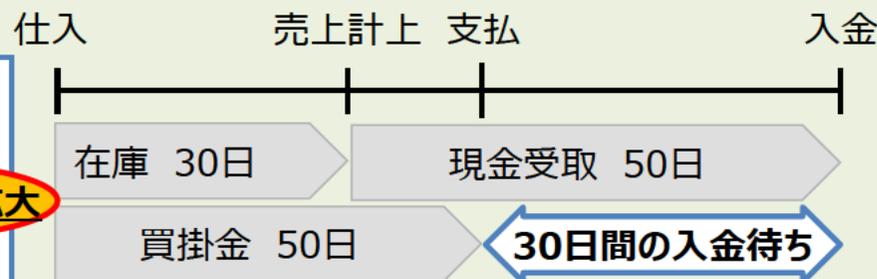
### ■ 手形払い(支払100日)の場合

受取企業は現金が80日間が入ってこない  
↓  
現金による仕入は年**4.6回**しかできない  
( $365日 \div 80日 = 4.6回$ )



### ■ 現金払い(支払50日)の場合

受取企業は、30日後に入金される  
↓  
仕入は年**12回**できる **売上は2.6倍へ拡大**  
( $365日 \div 30日 = 12.1回$ )



## 【支払サイトの諸外国との比較】

### 買入債務回転期間

業種	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国
全体	63日	54日	50日	56日	59日	86日	94日	42日
	-	-10日	-13日	-7日	-4日	+23日	+30日	-22日

※諸外国の下段の数値(±xx日)は日本との差

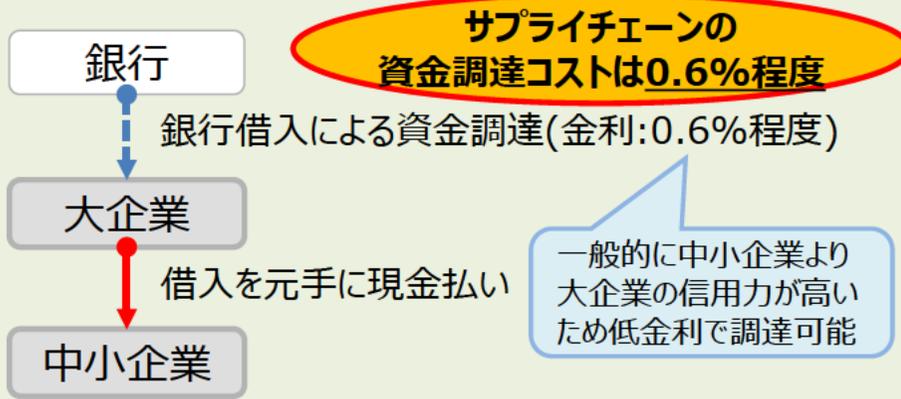
$$\text{買入債務回転期間} = \frac{\text{買入債務 (買掛金・手形など)}}{\text{売上原価} \div \text{期間}}$$

対象企業：企業データベースOrbisより、各業種において総売上高1百万ドル以上、売上原価上位100社の財務データを抽出。

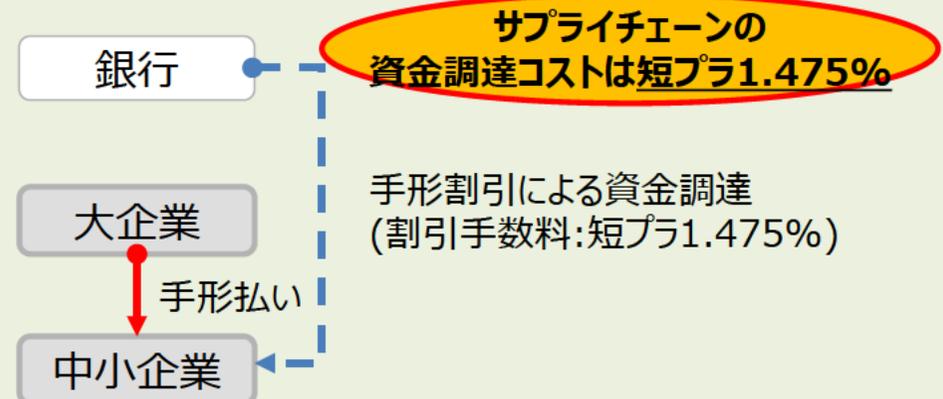
# 1-3. 約束手形の支払サイト ④ 資金調達コストの増加

- 支払サイトが長ければ、受取企業が期日前の現金化(手形割引)を必要とし、割引手数料の負担が生じる。
- 割引手数料は通常で短プラ(1.475%)のため、大企業が手形と同額を銀行借入(0.6%程度)で調達するよりも高コストとなり、サプライチェーン全体の資金調達コストは増加する。

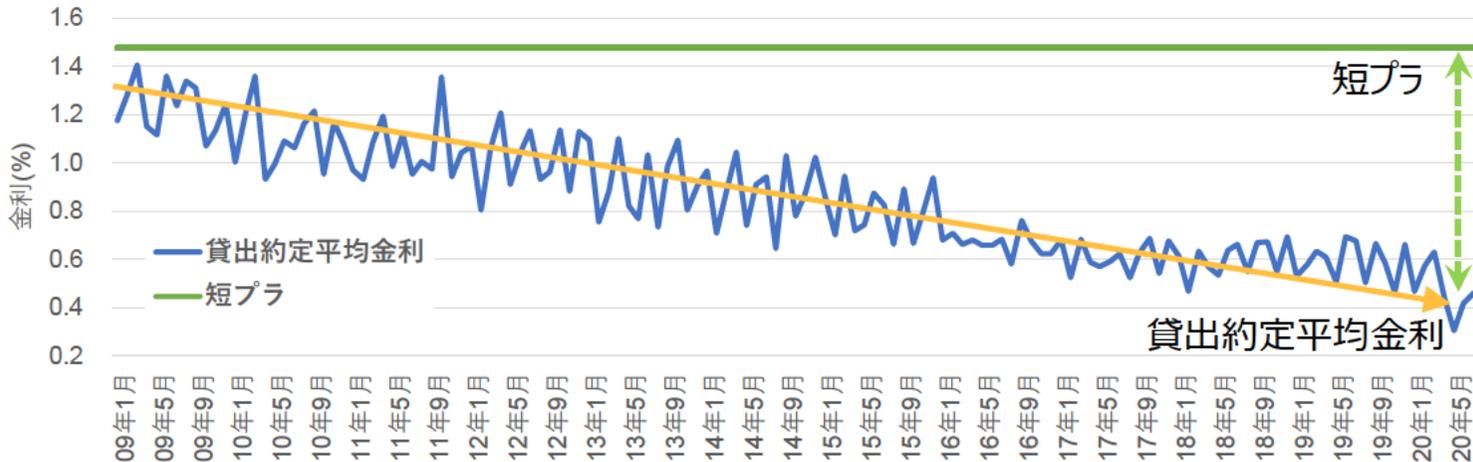
## 【大企業が銀行借入により資金調達する場合】



## 【中小企業が手形割引により資金調達する場合】



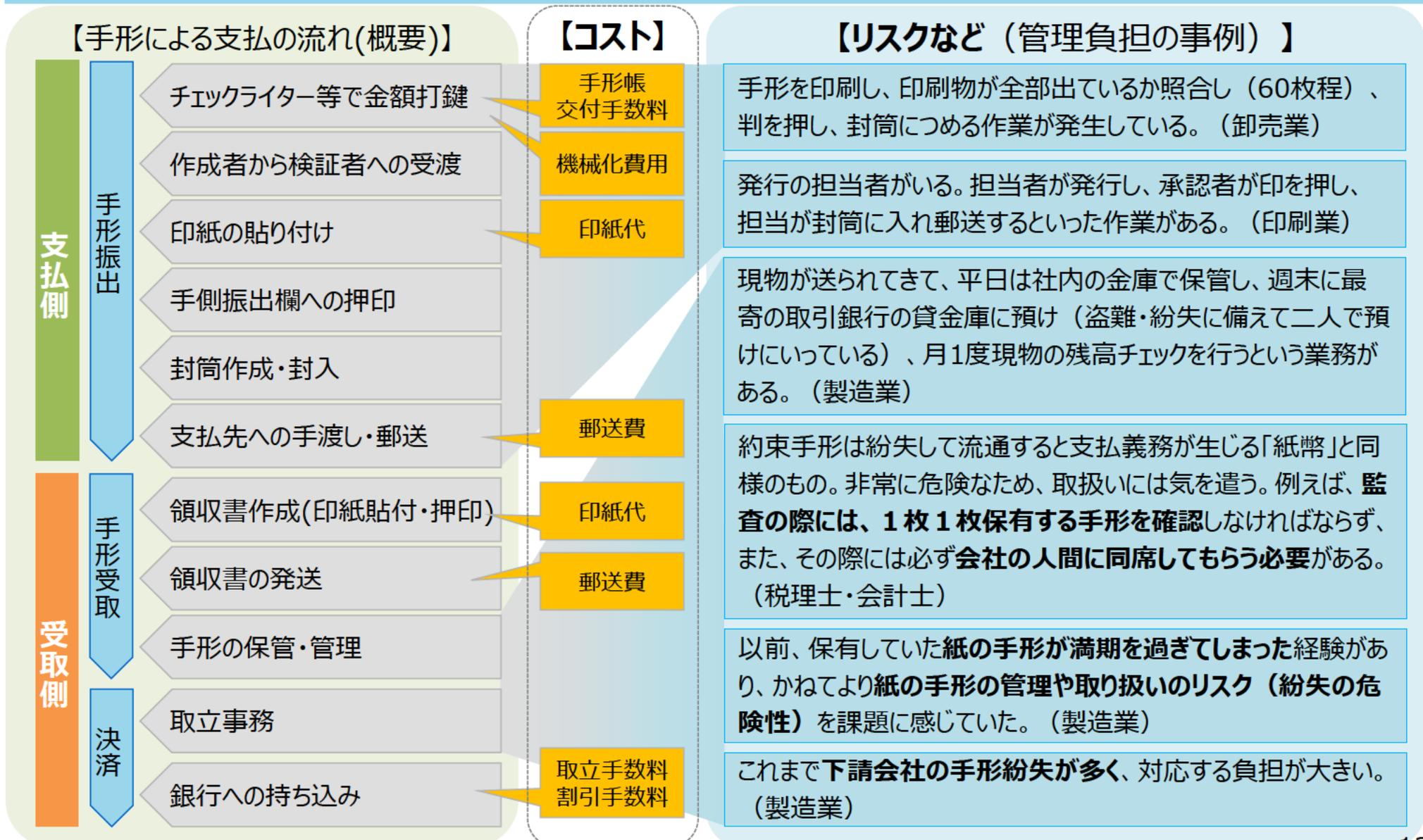
## 【短プラと貸出約定金利の時系列推移】 (資料)日銀「貸出約定平均金利」より事務局作成



短プラと借入金利の差は広がっている

# 1-4.「紙」であることにより生じるコストとリスク

- 約束手形は「紙幣」と同等の管理が必要であり、様々なコスト・リスクが存在する。



（資料）平成30年 手形・小切手の社会的コストの実態調査（全国銀行協会）および令和2年度インタビュー調査をもとに事務局作成

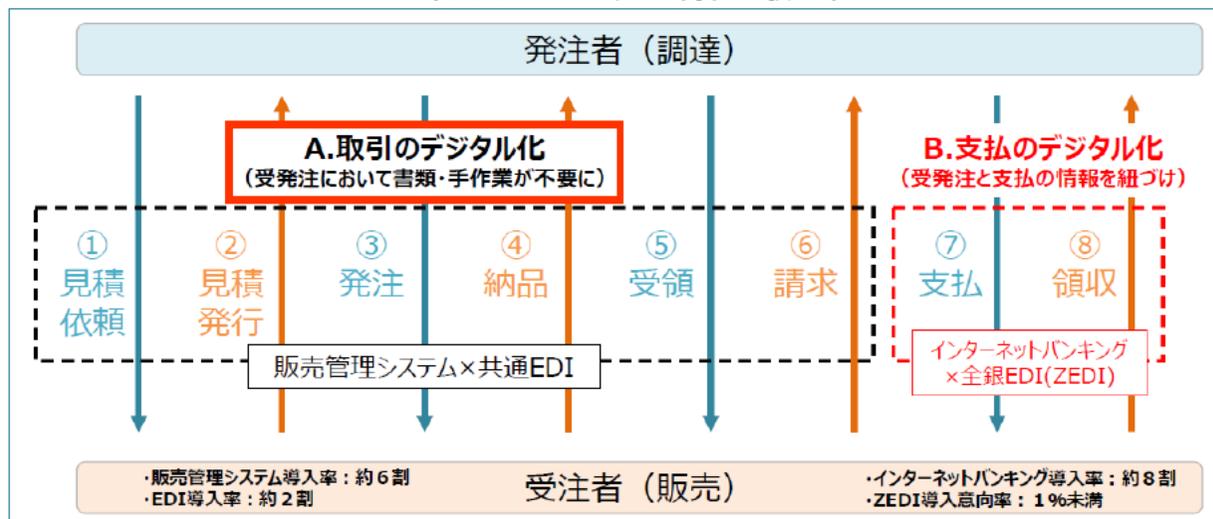
# 【参考】企業間取引の電子化（EDI）との関係

- 企業間取引においては、EDI（電子データ交換）システムによって受発注から決済にいたる一連の取引を電子化し、業務を効率化する取り組みが進められている。
- 約束手形は現物の接受が必須なため、決済手段として約束手形を用いたままでは、取引の電子化は完結されない。

## 〔紙を用いた企業間取引〕



## 〔EDIを用いた企業間取引〕



紙を用いた企業間取引においては、書類作成や記録作業、郵送・FAX作業などの事務負担、書類の管理コスト・紛失リスクが発生する。

### 【現状】

大企業を中心にEDI導入による電子化が進んでいる。受発注者双方の導入が必要のため中小企業の導入率は低いものの、徐々に増加している。

### 【現状】

2023年におけるインボイス制度の導入が決定。電子化を前提としたシステム構築・普及が目指されている。

### 【現状】

約束手形による支払が多く残存しており、非効率性が指摘されている。

# 1-5.振出人に有利な取引慣行の存在

- 約束手形にまつわる取引慣行には**振出人に有利なものが多く**、約束手形による支払を続けるインセンティブとなっていると考えられる。

◎メリットを受けるケース

△デメリットを負担するケース

約束手形の取引慣行

振出人

受取人

金融機関

## 資金繰り関連

・支払サイトの確保	◎現金・振込に比べ、支払までのサイトが長い	△入金が遅い	
・割引料の負担	◎サイトのメリットを受けるも、割引料を負担するケースは稀	△資金が必要な場合、手数料を負担して手形を割引 ※「割引料が高い」との声も	

## コスト関連

・手形帳発行手数料	◎発行手数料は割安		△コストに見合う手数料を請求できていない可能性もある
・手形印紙代	(振出人が負担)		
・郵送料	◎通常は振出人負担だが、受取人負担のケースも見られる	△郵送料の負担を求められるケースも見られる	
・取立手数料		△受取人が取立手数料を支払う必要がある	△金融機関内部の事務コスト、手形交換所の運営コスト等、十分に手数料に反映できていない可能性もある

↑  
メリットが多い

# 【参考】利用者のコスト負担

- 約束手形利用者のランニングコストをみると、受取側と比較して**振出側のコスト負担が小さい**。
- このために**約束手形による支払いが選ばれ続けている**と考えられる。

## 【約束手形利用者のランニングコスト（事例）】

約束手形のランニングコスト	振出側	受取側
人件費	9,148	11,181
システム・諸費用（保守的にゼロとして試算）	0	0
銀行手数料	384	5,833
用紙交付手数料	384	-
取立手数料	-	5,833
手形印紙代(1枚200円×年12回)	2,400	2,400
合計	11,932 <	19,414

### [参考]手数料水準

- ・手形帳1冊：2,000円～(手形1枚あたり40円～60円)
- ・取立手数料：1件あたり数百円～1,000円
- ・印紙代「手形金額」
  - 10万円未満：非課税
  - 10万円以上100万円以下のもの：200円
  - 100万を超え200万円以下のもの：400円
  - 200万円を超え300万円以下のもの：600円
  - 300万円を超え500万円以下のもの：1,000円

## 1-6. 約束手形の現状と課題（まとめ）

- 約束手形の現状と課題を整理する。

### 現状

#### 1. 手形の利用（支払手形の残高）は、長期的には減少しているが、足元は横ばいで推移している

- －（業種別）卸小売、製造、建設などの業種が多い。
- －（規模別）1社あたり残高は大企業が多く、微増傾向。

### 現状

#### 2. 利用者の多くが約束手形をやめたいと思っている

- －約束手形を利用する主な理由は「長年の慣習」「振出側の要望」である。
- －振出側の8割弱、受取側の9割超が約束手形をやめたいと思っているが、「資金繰りの影響」や「取引先が電子記録債権を利用していない」理由からやめられない。
- －コロナ禍の影響により、約束手形の利用を見直す動き（手形による支払をやめ、振込や電子債権による支払に移行）も見られる。

## 課題

### 3. 約束手形の支払サイトは、現金払いに比べると長い

- －支払サイトが長いことにより、受取側には様々な負担が生じている。  
資金繰り負担、資金効率の悪化、資金調達コストの増加 / など

## 課題

### 4. 「紙」であることにより生じるコストとリスクが存在する

- －約束手形は「紙」であるがゆえに、振出側と受取側の双方に負担が生じる。  
(コスト) 押印の手間、印紙代、郵送費 / など  
(リスク) 紛失、期日の失念 / など
- －約束手形を用いている限り、企業間取引の電子化は完結しない。

## 課題

### 5. 振出人に有利 / 受取人が負担する取引慣行の存在

- －約束手形にまつわる取引慣行には振出人に有利なものが多く、約束手形による支払を続けるインセンティブとなっている。  
手数料負担が小さい、支払サイトが確保できる、割引料を負担しない / など

## **2. 約束手形をやめるにあたっての課題**

## 2-1. 業界慣行の問題、サプライチェーン全体での取り組みの必要性

- 約束手形を使う理由は支払側、受取側ともに「**長年同じ慣習を続けている**」が半数程度を占める。
- 「慣習」という理由は積極的に約束手形を使う理由ではないものの、変化させるためには何らかのきっかけ（政策的な対応や業界としての自主行動計画など）が必要であると考えられる。

### 1. 手形支払の利用理由 (%)

業種	(n)	長年同じ慣習を続けるため	資金繰りのため	取引先の要望のため	入出金・資金繰りが管理しやすいため	代金を分割で支払うため	その他
全体	1588	55.9	39.5	19.7	13.3	2.0	13.2
建設業	326	51.8	48.8	12.9	11.3	3.7	12.3
製造業	641	57.1	36.8	19.7	13.7	1.6	14.2
卸売業	437	62.2	39.6	25.9	13.3	0.7	8.9
小売業	62	58.1	35.5	21.0	19.4	0.0	11.3
運輸業	25	32.0	40.0	24.0	16.0	8.0	16.0
サービス業	62	37.1	29.0	12.9	11.3	3.2	32.3
その他	35	40.0	28.6	14.3	14.3	5.7	25.7

### 2. 手形受取の利用理由 (%)

業種	(n)	長年同じ慣習を続けるため	資金繰りのため	取引先の要望のため	入出金・資金繰りが管理しやすいため	その他
全体	1936	46.5	5.9	65.9	2.3	4.2
建設業	366	42.3	7.1	65.6	1.6	3.6
製造業	783	48.0	6.1	65.3	2.6	3.4
卸売業	518	52.3	5.8	68.5	3.3	2.5
小売業	80	38.8	5.0	67.5	0.0	7.5
運輸業	48	45.8	4.2	47.9	2.1	8.3
サービス業	98	28.6	4.1	71.4	1.0	12.2
その他	43	41.9	2.3	51.2	0.0	14.0

(資料) 令和2年度アンケート調査より

# (続き) サプライチェーン全体での取り組みの必要性

- アンケート調査、インタビュー調査では、「サプライチェーンの上流・取引先の支払条件改善を希望する」「手形を受け取っているため、やむを得ず手形を利用している」という声が見られた。

## ■ サプライチェーンの上流・取引先の支払条件改善を希望する声

- 自社が手形払いを廃止し現金化を行ったとしても、代金受取は依然として手形払いや長いサイトが多く存在するため、資金繰りについては厳しさを感じている。(建設業・大企業)
- サプライチェーン全体を見ると、とりわけ上流の支払い改善はなされておらず、自社が下請となった場合の取引には改善の余地を感じる。(建設業・大企業)
- 当社は約束手形のサイト短縮を実施したが、自社が受取側の手形のサイトは従前と変わっていない。サプライチェーン全体でのサイト短縮に向けた施策を検討してほしい。(建設業・大企業)
- 受取側の支払条件が改善しないと、支払側のサイトを一律に対応するのは難しい。(製造業・大企業)
- 支払サイトの短縮に取り組んでいる大手企業の中には存在するが、まだ十分であるようには思えない。サプライチェーンの上流から改善してほしい。(建設業・大企業)

## ■ 手形を受け取っているため、やむを得ず手形を利用しているという声

- 発注顧客の決済条件が手形支払なので関係する仕入れ支払も手形支払いとせざるを得ない。(製造業・中小企業)
- 得意先からの回収が手形のため、回収した手形を仕入先へ裏書譲渡している。(卸売業・中小企業)
- 受取手形がある限りは裏書手形をやめられない。(製造業・中小企業)
- 大企業から手形を受け取るため、回し手形で支払いをする。(建設業・中小企業)

(資料) 令和2年度アンケート調査、令和2年度インタビュー調査より

## 2-2.代替手段の課題 ①電子記録債権の普及の問題

- 電子記録債権を利用しない理由としては、「取引先が利用していない」「メリットを感じない」といった声が多い。導入メリットを実感できていない先が存在している。
- 約束手形の代替手段としての受け皿となるためには、電子記録債権の普及が課題。

### [電子記録債権を利用しない理由（%）]

業種	(n)	導入に費用がかかる	社内体制の変更が難しい	セキュリティに不安がある	取引先が利用していない	パソコンの操作に慣れていない	手形現物が無いと不安がある	手形と電子記録債権を併用することで、管理が面倒になる	メリットを感じない	導入の方法が分からない	電子記録債権を知らない	特になし	利用を検討している	既に利用している	利用する必要がない	その他
全体	3350	8.5	6.9	6.5	20.1	2.5	1.6	8.0	12.5	3.0	4.5	12.8	3.5	21.7	22.6	1.8
建設業	577	10.1	8.8	9.9	25.6	3.3	2.9	9.0	13.3	4.5	5.9	11.6	4.2	24.4	16.3	1.0
製造業	1059	9.3	6.6	5.2	20.8	2.1	2.2	9.9	12.9	2.5	2.4	11.7	4.4	27.7	16.0	2.1
卸売業	675	7.4	6.7	4.9	21.2	2.7	1.5	10.5	11.0	1.6	2.7	10.5	3.9	30.8	15.4	2.8
小売業	206	7.3	5.8	8.7	13.6	3.4	0.0	7.8	14.6	1.9	7.3	14.1	1.9	11.7	34.5	1.0
運輸業	118	11.0	11.9	8.5	16.9	5.9	0.8	2.5	9.3	5.9	7.6	14.4	4.2	12.7	27.1	1.7
サービス業	487	7.0	6.0	6.4	16.4	1.8	0.4	2.9	14.4	3.7	6.8	16.8	1.6	7.2	38.2	0.8
その他	228	7.5	4.4	6.1	14.5	0.4	0.4	2.6	9.2	2.6	7.0	17.1	0.9	5.3	44.7	1.8

(資料) 令和2年度アンケート調査より

### [電子記録債権に関する企業の声]

- 電子記録債権の導入を進めているが、取引先が対応していないと導入できないため、紙の手形もいまだ多い。取引先に強制することはできないため、何か国のフォローがあればよい。(建設業)

(資料) 令和2年度インタビュー調査より

# 【参考】各決済手段の利用料金

- 取引金額にもよるが、約束手形と比べて、電子的手段（インターネット・バンキング、電子記録債権）の方が特に受取人にとってはメリットがあるものの、（支払い手段を選択する）振出人にとっては約束手形の方が安く、約束手形が選択され続けるインセンティブとなっている可能性。
- 約束手形から電子的手段への移行を図っていく上では、約束手形の料金体系の見直しと電子的手段の料金の低減が課題。

## 利用料金（メガバンクの例）

(円/件)

利用料金			手形 ※1	電子記録債権 ※2	インターネット バンキング	
支払側	銀行手数料	決済 手数料	発生記録手数料	-	440~880円	-
			振込手数料	-	-	0~770円
		その他 手数料	用紙交付手数料	66~220円	-	-
			(参考) 月額利用料	-	インターネットバンキング 利用料が必要	0円~有料
	銀行手数料 以外	手形印紙代(取引金額による)		0~1,000円程度	-	-
受取側	銀行手数料	決済 手数料	取立手数料	770~880円	-	-
			決済手数料	-	220円	-
		その他 手数料	譲渡手数料 (電子記録債権の譲渡(手形の裏書譲渡に相当)時に発生)	-	220~880円	-
			(参考) 月額利用料	-	インターネットバンキング 利用料が必要	-
	銀行手数料 以外	領収書印紙代(取引金額による)		0~1,000円程度	-	-

※1 手形では、保険料・輸送料が発生するケースもある

※2 電子記録債権では、特定記録機関変更記録手数料(提携記録機関に記録されている電子記録債権の内容を、でんさいネットに記録・変更する手数料(3300円)が必要になるケースもある

## 2-2.代替手段の課題 ②ITリテラシーの問題

- 中小・小規模事業者は紙の手形がなくなることによる具体的な課題として「PC・でんさい等の操作が不安」であることを挙げており、ITリテラシーが中小企業の支払手段の電子化に対する障壁となっていることが見て取れる。
- 中小企業に対するUI/UXを高める取り組みはなされてきているが、引き続き取り組む必要がある。

### 【紙の手形・小切手がなくなると困る点】

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
PC・でんさい等の操作が不安	0	12	22	34
事務負担が増えそう、管理方法の変更が手間	0	11	10	21
導入時の負担（システム改修・事務手続き、取引先との調整、等）	1	13	2	16
資金繰り	2	9	3	14
セキュリティ対策が不安	1	6	5	12
特に困らない	17	92	25	134

（資料）平成30年 手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書（全国銀行協会）より事務局作成

### 【電子記録債権導入に関する企業の声】

- 紙の手形にまつわるリスクを排除するために電子記録債権に移行したが、**はじめて導入するにあたっては苦勞をした**。公開されている文書を参照したり、**銀行などの機関によるフォロー**を受けたりしながら徐々に操作に慣れていった。慣れると使い勝手が良く、事務負担も減ったので助かっている。（製造業）
- サイト短縮に続き支払手形の電子化を進めているが、1次下請けより下流については小規模のところも多く、**支払手形をすべて電子化するハードルは高い**。（建設業）

（資料）令和2年度インタビュー調査より

# 【参考】でんさいの画面例

- でんさいの画面はでんさい固有の言葉も多い。画面のわかりやすさや操作のしやすさなどの工夫が求められる。

検索条件非表示 検索条件を表示します。

(必須) 欄は必ず入力してください。

**■ 決済口座情報(請求者情報)** **決済口座選択**

支店コード(必須)	<input type="text"/> (半角数字3桁)	<b>支店選択</b>
口座種別(必須)	<input type="radio"/> 普通 <input checked="" type="radio"/> 当座 <input type="radio"/> 別段	
口座番号(必須)	<input type="text"/> (半角数字7桁)	

[ページの先頭に戻る](#)

**■ 検索条件**

対象債権の発生記録状態(必須)	<input checked="" type="radio"/> 記録済 <input type="radio"/> 記録未(予約中)
検索方法選択(必須)	<input checked="" type="radio"/> 記録番号による検索 <input type="radio"/> 詳細条件による検索

[ページの先頭に戻る](#)

**■ 記録番号検索条件(記録番号で検索する場合、指定する)**

記録番号	<input type="text"/> (半角英数字20文字)
------	----------------------------------

[ページの先頭に戻る](#)

**■ 詳細検索条件(金額、期日等で検索する場合、指定する)**  
※条件を指定せずに検索することもできます。

債権金額(円)	<input type="text"/> ~ <input type="text"/> (半角数字10桁以内)
支払期日	<input type="text"/> ~ <input type="text"/> (YYYY/MM/DD)
信託記録有無	<input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 指定しない

**● 債務者情報(相手方情報)** **取引先選択**

金融機関コード	<input type="text"/> (半角数字4桁)	<b>金融機関選択</b>
支店コード	<input type="text"/> (半角数字3桁)	
口座種別	<input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座 <input type="radio"/> 別段 <input checked="" type="radio"/> 指定しない	
口座番号	<input type="text"/> (半角数字7桁)	

[ページの先頭に戻る](#)

**検索** 検索結果に表示されない債権の譲渡はこちらから >>>  
(口座が変更された場合、変更前に請求した予約中債権は表示されません。)

債権者メニュー 状況一覧・お知らせ 申請 承認 照会 管理

検索・入力 明細入力 承認者選択 確認 完了

■ 支払データの作成(譲渡)/検索・入力 [ページの印刷](#)

支払情報を入力してください。

**基本情報**

支払データ名  (全角40文字まで)

電子記録日 (YYYYMM)  承認後逐次記録  電子記録日を指定

メモ  (改行入力不可。全角200文字まで)

検索条件を入力し、[検索]ボタンを押してください。

**検索条件** [設定](#) [戻る](#)

対象口座  指定してください

検索方法  条件指定検索  記録番号検索

支払期日 (YYYYMM)  ~  期日超過のみ 債権金額 (円)  ~

**検索** **クリア**

債権明細一覧 [最新から古い順に並び替え](#)

No. 記録番号 支払企業名 出金口座 支払期日 債権金額(円) 譲渡料額 譲渡

**譲渡(分割)記録請求(画面登録)**

**譲渡(分割)記録申込**

◆ 決済口座  
記録請求を行なう決済口座を指定してください。「口座検索」を押すと対象口座選択画面が表示されます。 **口座検索**

支店名	東京営業部	店番号	211	科目	当座	口座番号	1111111
口座名	か	ウツ					

◆ 管理番号  
管理番号

◆ 検索条件入力  
【対象債権検索】 特定の債権を指定する場合にご利用ください。  
記録番号  **クリア** **検索**

【絞り込み検索】 指定した条件の債権一覧を抽出する場合にご利用ください。

1. 検索条件入力  
決済口座に紐づく全ての債権を抽出したい場合は全項目を空欄のまま「検索」を押してください。債務者口座検索条件に指定の場合、「口座照会」を押すと、該当債務者のでんさいネット登録有無の確認ができます。

債権金額	<input type="text"/> 円 ~ <input type="text"/> 円
支払期日	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> ~ <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
債務者口座	銀行番号 <input type="text"/> 店番号 <input type="text"/> 科目 <input type="text"/> 口座番号 <input type="text"/> (完全一致) <b>金融機関検索</b> <b>口座照会</b>

2. 表示順 表示する債権の順番を指定してください

第一優先  債権金額  昇順  降順 第二優先  支払期日  昇順  降順

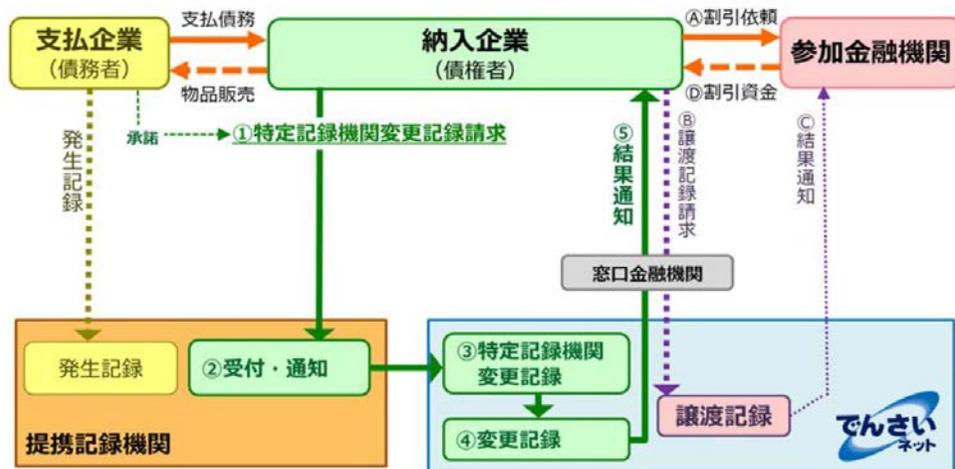
**検索条件クリア** **検索**

譲渡対象の債権を検索する条件を指定できます。

## 2-2.代替手段の課題 ③電子記録債権の互換性

- 令和2年度インタビュー調査によると電子記録債権の互換性向上を望む声もみられた。
- 2019年7月より、提携記録機関の電子記録債権をでんさいネットの電子記録債権へ変更することが可能となったものの、変更の際には比較的高い利用料がかかるなど、なお課題も残っている。

### 【特定記録機関変更記録のサービス概要】



- ① 納入企業が支払企業の承諾を得て、提携記録機関に特定記録機関変更記録を請求
  - ② 提携記録機関からでんさいネットに当該電子記録債権の内容等が通知
  - ③ 特定記録機関変更記録として当該電子記録債権の内容等を記録(変更)
  - ④ 当該電子記録債権に登録されている利用者情報および任意的記録事項を、でんさいネットの登録内容等に合わせるための変更記録を行う
  - ⑤ 債権者および債務者に対して記録結果等を通知
- ①～⑤ 納入企業はでんさいを資金化(割引等)することが可能

### 【特定記録機関変更記録の主な課題】

- 特定記録機関変更記録を請求するためには、債権者および債務者双方が、提携記録機関およびでんさいネット双方と、特定記録機関変更記録が利用可能な契約を締結しておく必要がある。
- 利用料(数千円程度/件)が必要。

## 2-3.資金繰りの課題

- 直近のアンケート調査において、約束手形をやめられない理由として「**資金繰りのため**」が多く挙げられており、インタビュー調査結果からも、**一時的な資金繰りの負担**を苦慮する声が見られる。
- 現状では、国からの資金繰り支援として、日本政策金融公庫による低金利の融資制度が存在する。

### 支払手形の利用理由（%）

（資料）令和2年度アンケート調査より

業種	(n)	長年同じ慣習を続けているため	資金繰りのため	取引先の要望のため	入出金・資金繰りが管理しやすいため	代金を分割で支払うため	その他
全体	1588	55.9	39.5	19.7	13.3	2.0	13.2
建設業	326	51.8	48.8	12.9	11.3	3.7	12.3
製造業	641	57.1	36.8	19.7	13.7	1.6	14.2
卸売業	437	62.2	39.6	25.9	13.3	0.7	8.9
小売業	62	58.1	35.5	21.0	19.4	0.0	11.3
運輸業	25	32.0	40.0	24.0	16.0	8.0	16.0
サービス業	62	37.1	29.0	12.9	11.3	3.2	32.3
その他	35	40.0	28.6	14.3	14.3	5.7	25.7

### 【現金化を進めた企業の資金繰りに関する企業の声】（資料）令和2年度インタビュー調査より

- 支払代金を現金化するための資金繰りについては調整が必要であった。**現在も、金融機関から借入や市場調達（CP発行）も利用しながら対応している。**（建設業）
- **中小企業にとって、現金化にかかるコストは大きい。**現金化のために必要な資金については借入を行い、結果として一定期間、**自己資本比率が1～2割ほど下がった。**（製造業）

# 【参考】日本政策金融公庫（企業活力強化貸付）

## 【貸付制度】

貸付対象	取引先に対する支払条件の改善に取り組む者
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払条件の改善に取り組む者が必要とする長期運転資金</li> <li>・支払条件の改善と同時に行う生産性向上に資する設備資金</li> </ul>
貸付期間	運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内) 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)
貸付利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準金利</li> <li>・ただし、手形を完全現金化する者、手形サイトの短縮化する者(60日以内)については、2億7,000万円を限度として特別利率①</li> </ul>

## 【事例】

業種	貸付額	貸付期間	概要
製缶板金業	180百万円	7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払手形削減による信用力の向上を図ること、管理コストの軽減による経費削減、収益性の向上を図ること等を目的として、<b>支払手形を全額現金決済に変更するための運転資金の融資。</b></li> </ul>
汎用機械製造業	44百万円	7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務改善及び受注減少局面における資金繰りの安定化を図ることを目的として、<b>支払手形を全額現金決済に変更するための運転資金を融資。</b></li> </ul>

## 【制度PR資料】

**取引先の支払条件改善を検討されている方へ！  
資金調達を支援します！**

取引先への支払いを現金化にする企業の方などに活用して頂ける融資制度が、平成30年4月から新設されています。日本政策金融公庫から取り組みの実施に必要な資金に対して融資を受けることが出来ます。  
(注) 公庫による融資の審査があり、融資を受けられない可能性があります。

**対象**  
取引先の支払条件改善に取り組むもの  
⇒(例) 手形払いを50%以上現金化手形サイトを1ヶ月以上短縮化

**利率 (中小企業事業の場合)**  
基準金利 (1.11% ※)  
※令和5年7月末日時点 (貸付期間5年以内) の、標準的な貸付利率です。  
貸付利率は、業界リスク (企業の財務を指す) 等に応じて特定の利率が適用されます。

**お問い合わせ先**  
詳しくは日本政策金融公庫相談センターまで  
 **0120-154-505**

## 2-4. 約束手形の利用をやめるにあたっての課題

- 約束手形の利用をやめて行く上で、以下の課題が挙げられるのではないか。

### 1. 取引慣行の是正・サプライチェーン全体での取り組みの必要性

- ◆ 約束手形が用いられる最大の理由は、支払側・受取側ともに「長年の慣習」
- ◆ 「手形を受け取っているため、やむを得ず手形を利用している」との声。約束手形を「廃止」していくためには、サプライチェーンの上流から取り組む必要があるのではないか。
- ◆ 受発注間の取引慣行だけでなく、約束手形の振出人に有利な料金体系など、金融機関における取引慣行の課題もあるのではないか。

### 2. 代替手段（インターネット・バンキング、電子記録債権）の利便性

- ◆ 約束手形に代わる受け皿として、インターネット・バンキング、電子記録債権があるが、利便性に課題があるのではないか。少なくとも、約束手形と同等以上の利便性の確保が必要ではないか。
- ◆ 例えば、ITリテラシー、利用料金、電子記録債権間の互換性、電子的手段の普及促進といった課題があるのではないか。

### 3. 振出人の資金繰りの問題

- ◆ 約束手形をやめる振出人の資金繰りへの対応も課題ではないか。

# 2-5. 支払条件を改善（現金化、電子化）した企業の声

	実施の背景・理由・動機等	困難に感じた点等	その他
建設業・大企業 現金化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>協力会社に資金を還元</b>し、経営をサポートすることで、協力会社と当社グループ双方が一体となって持続的な成長を目指すことが必要だと考えた。また、業界を牽引する立場として<b>条件改善に率先して取り組むことが中長期的な企業価値の向上に繋がる</b>とも考え、実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 請負形態での受注を行っているため、<b>代金受取と支払にサイト差が生じ、立替払いをしなければならぬ状況が多い</b>。</li> </ul> <p>出来高払いや現金決済での代金受取が増えない限り、すべての支払を現金化することは難しい。</p>	<p>【現金化のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>協力会社からは資金繰り改善を主な理由として今回の取り組みに対する高い評価を得ており、関係強化につながった</b>。それにより、現場の安定的な運営にもつながっている。</li> </ul>
建設業・大企業 現金化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>国交省「建設業法令順守ガイドライン」による要請</b>に従い、業界においてサイト短縮を行う企業が増加しており、それに追隨して実施した。</li> <li>● <b>社会として手形廃止に向けて動いていく機運に貢献</b>する必要性を感じたため、手形払いの現金化に着手した。</li> <li>● 検討期間を含めると、1年くらいの準備を要した。準備の際には<b>財務シミュレーションを行い、資金繰りの試算</b>を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代金受取は依然として<b>手形払いや長いサイトが多く存在</b>するため、資金繰りについては厳しさを感じている。</li> <li>● サプライチェーンの上流は他業界であることも多く、業界全体に支払条件の改善の流れがあったとしても、それに当てはまらない企業がサプライチェーンに存在することになる。<b>全業界にわたっての改善が望まれる</b>。</li> </ul>	<p>【現金化のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来から<b>事務負担やコストなど、手形払いにまつわる課題</b>は社内には存在していたが、現金化によってそうした<b>課題が解決された</b>。</li> </ul> <p>【政策への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共事業の案件も受注しているため、<b>支払条件の改善を行っているという点がプラスになるような評価をしてもらえるとありがたい</b>。</li> </ul>
建設業・大企業 現金化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金化により<b>下請企業の資金繰りが改善</b>されれば、下請企業の従業員の待遇向上につながると考え、実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金繰りについては調整が必要であった。現在も、<b>金融機関から借入や、市場調達（CP発行等）</b>も利用しながら対応している。</li> </ul>	
製造業・大企業 現金化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>経産省の方針、振興基準の改正</b>を受け、その主旨に賛同すると共に、<b>下請仕入先の事業環境の改善</b>のため実施した。</li> </ul>		<p>【現金化のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>下請け企業の財務体質が改善され、感謝の声があった</b>。</li> </ul>

(資料) 令和2年度インタビュー調査より

# (続き)

	実施の背景・理由・動機等	困難に感じた点等	その他
製造業・大企業 現金化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>未来志向型取引慣行、下請法の運用基準の強化、各業界団体の自主行動計画</b>に基づき、<b>自社と下請事業者双方の取引環境の改善</b>を図るため実施した。</li> </ul>		<p>【大企業間取引について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>大企業間の取引については現金化の動きは見られず、当社も大企業への支払の3～5割を手形</b>で払っている。代金受取のサイトも改善の動きは見られない。</li> </ul>
製造業・中小企業 現金化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手形払いという制度自体が非効率なものであると感じていたため、現金化を実施した。手形払いによるコストや事務負担は経済全体の生産性を下げており、そのロスは国際的な競争力を下げる要因となっている。<b>ペーパーレス化を推進する時代の流れに逆行</b>している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業にとって、現金化にかかるコストは大きかった。手形の廃止に伴うコストに関しては<b>借入を行い、結果として一定期間、自己資本比率が1～2割ほど下がった</b>。しかしながら、社会全体で生産性をあげていく流れに寄与するという理念に基づき断行した。</li> </ul>	<p>【現金化のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 約束手形を廃止することで、取引先の資金繰りに貢献でき、<b>確実な支払いとして取引先に安心感を与えることができた</b>。</li> <li>● 手形を扱っていた時は<b>ハンコが不鮮明であるなどの不備による差戻</b>に工数を割いていたが、現金化によってそれらの課題が解決された。</li> </ul>
製造業・中小企業 電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>保有していた手形が満期を過ぎてしまった経験</b>があり、電子化すればそうしたリスクは解消され、取り扱いにかかる事務負担やコストも削減できると考え、<b>ペーパーレスの風潮</b>も考慮に入れ、導入した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>電子記録債権をはじめて導入するにあたっては苦勞をした</b>。公開されている文書を参照したり、<b>銀行などの機関によるフォロー</b>を受けたりしながら徐々に操作に慣れていった。<b>慣れると使い勝手が良く、事務負担も減ったので助かっている</b>。</li> </ul>	<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来的には支払サイトを60日とすることを念頭に置いているが、<b>受取側の支払条件が改善しないと、支払側のサイトを改善するのは難しい</b>。</li> </ul>
建設業・大企業 電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>当社および協力会社双方の事務・コスト負担（特に印紙代）</b>が理由。</li> <li>● <b>下請会社の手形紛失が多く、対応する負担</b>が大きいという背景もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>電子記録債権の知名度が低く導入が困難</b>だった。<b>下請企業への導入を支援するために説明会</b>を行ったが、その費用が負担となった。</li> </ul>	

# 【参考】中国の電子手形促進通達

## 中国人民銀行 電子商業手形業務発展を規範化、促進することに関する通知 銀発[2016]224号

中国人民銀行上海総部、各支店、営業管理部、各省会（首府）都市中心支行、深圳市中心支行；国家開發銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行；都市商業銀行資金クリアリングセンター、農信銀資金清算センター

電子商業手形（以下、電子手形）システムと電子手形業務の優位性を十分に発揮し、紙の商業手形（以下、紙手形）の業務リスクを防止し、手形市場の電子化を加速するため、ここに電子手形業務発展を規範化、促進することについての関連事項を以下の通り通知する：

（中略）

### 四、健全な評価体制の完備、業務の監督管理強化

#### （一）業務目標の明確化、電子手形業務比率の向上

各金融機構は電子手形業務の各項制度、規定を厳格に実施し、有効な措置を採用し、電子手形業務の展開を順次規範化し、電子手形業務比率を有効に高め、電子手形引受業務が本機構におけるすべての商業為替手形引受業務に占める比率を年々確実に高めていかなければならない。

2017年1月1日以降、1枚の手形金額が300万元以上の商業手形はすべて電子手形で取扱わなければならない。

2018年1月1日以降、1枚の手形金額が100万元以上の商業手形はすべて電子手形で取扱わなければならない。

### **3.支払サイトの短縮に向けて**

# 3-1. 支払サイトの現状 ① 業種別比較

- 上場企業の支払サイト（買入債務回転日数）の全体平均値は**58.9日**だが、業種によってサイトの平均値に幅がみられる。
- また、同じ業種内であっても、企業によって支払サイトに幅がみられる。

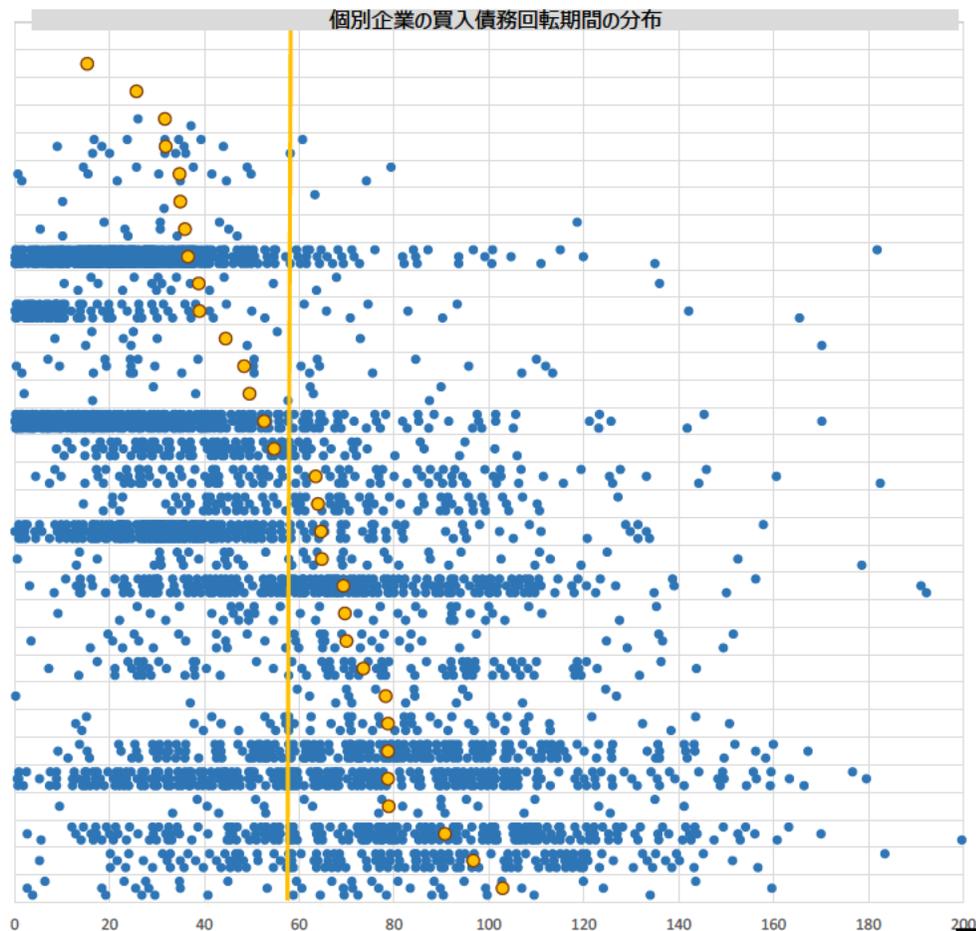
図1

買入債務回転日数の業種別分布

業種	社数	平均値	中央値	平均値±15日	中央値±15日
全体	2886	58.9日	49.8日		
保険業	1	15.2日	15.2日	100%	100%
証券・商品先物取引業	1	25.7日	25.7日	100%	100%
空運業	2	31.6日	31.6日	100%	100%
倉庫・運輸関連業	18	31.8日	31.7日	72%	72%
その他金融業	15	34.7日	34.9日	53%	60%
鉱業	3	34.9日	31.5日	33%	33%
電気・ガス業	12	35.9日	30.7日	67%	67%
情報・通信業	365	36.5日	25.0日	45%	65%
陸運業	19	38.8日	30.9日	53%	68%
不動産業	87	38.9日	13.3日	22%	70%
水産・農林業	11	44.5日	25.0日	27%	55%
非鉄金属	29	48.2日	38.5日	24%	38%
石油・石炭製品	9	49.5日	57.5日	44%	33%
サービス業	315	52.5日	26.9日	23%	43%
食料品	106	54.7日	43.8日	45%	53%
その他製品	101	63.4日	56.1日	27%	31%
輸送用機器	87	63.8日	61.2日	37%	43%
小売業	267	64.6日	34.1日	16%	57%
精密機器	47	64.7日	60.8日	30%	30%
電気機器	225	69.3日	66.8日	35%	37%
鉄鋼	42	69.6日	68.3日	24%	24%
繊維製品	46	69.9日	65.0日	43%	39%
金属製品	85	73.4日	76.3日	28%	27%
ゴム製品	19	78.1日	78.1日	47%	47%
ガラス・土石製品	55	78.6日	77.0日	35%	38%
化学	199	78.7日	78.4日	32%	32%
卸売業	279	78.7日	63.5日	18%	28%
パルプ・紙	25	78.8日	81.8日	16%	16%
機械	219	90.7日	85.2日	15%	21%
建設業	149	96.6日	84.7日	8%	18%
医薬品	48	102.7日	71.1日	4%	31%

※黄色点：業界別平均値

※買入債務回転期間 = (買入債務「買掛金・手形など」) / (売上原価 ÷ 期間)



(資料) EDINETより上場企業の財務データを取得し算出

# 3-1. 支払サイトの現状 ② 諸外国との比較

- 海外諸国と比較すると、わが国の回収サイト・支払サイトともに、ほとんどの業種において長い傾向にある。

図2

業種	売上債権回転期間 <span style="background-color: #90EE90;">回収</span>								買入債務回転期間 <span style="background-color: #FFDAB9;">支払</span>							
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	シンガポール	中国	韓国
全体	76日	56日	48日	41日	53日	85日	72日	64日	63日	54日	50日	56日	59日	86日	94日	42日
自動車	63日	-24日	-34日	-34日	-31日	+14日	+14日	-21日	60日	-9日	-6日	-12日	+5日	-30日	+46日	-24日
自動車部品	64日	-6日	-22日	-32日	-13日	-20日	+9日	+1日	59日	-4日	-7日	-15日	-13日	+4日	+39日	-3日
卸売	66日	-25日	-42日	-31日	-25日	-30日	-46日	-24日	65日	-25日	-32日	-43日	-27日	-34日	-34日	-19日
素材材	85日	-28日	-32日	-52日	-32日	+4日	-33日	-11日	70日	-21日	-19日	-35日	-21日	-9日	-0日	-26日
産業機械	101日	-43日	-46日	-57日	-31日	-13日	-25日	-14日	83日	-16日	-39日	-44日	-34日	+7日	+18日	-26日
工作機械	99日	-35日	-28日	-49日	-38日	-0日	+17日	-14日	77日	-26日	-27日	-43日	-10日	+21日	+37日	-23日
建設機械	93日	-47日	-42日	-55日	-27日	+129日	+48日	-29日	83日	-43日	-37日	-37日	-10日	+57日	+50日	-29日
半導体製造装置	93日	-11日	-	-	-	+6日	-	-7日	71日	-22日	-	-	-	+4日	-	-22日
航空宇宙	81日	-23日	-21日	-30日	-44日	+14日	+52日	-26日	40日	+11日	+5日	+2日	-5日	+42日	+131日	-10日
繊維	78日	-23日	-26日	-40日	-26日	+10日	-14日	-30日	62日	-11日	-10日	-14日	-4日	+30日	+5日	-22日
紙・紙加工業	78日	-39日	-24日	-47日	-17日	-10日	-15日	-19日	77日	-38日	-20日	-34日	-31日	+21日	-11日	-48日
電機・情報通信機器	80日	-18日	-27日	-33日	-26日	-3日	-1日	-14日	62日	-1日	-16日	-19日	-1日	+17日	+29日	-16日
情報サービス・ソフトウェア	49日	+1日	-5日	-1日	-3日	+32日	+18日	+15日	36日	+30日	+14日	+61日	+16日	+53日	+145日	+8日
小売	17日	-6日	-7日	+7日	+1日	+31日	+5日	+10日	45日	+3日	-5日	-13日	-9日	+25日	+12日	-2日
建材、住宅設備	76日	-18日	-27日	-27日	-30日	+18日	-13日	-31日	71日	-30日	-23日	+62日	-16日	+22日	+0日	-28日
金属産業	78日	-28日	-23日	-49日	-30日	+30日	-47日	-22日	58日	-19日	-7日	-20日	-11日	+69日	-5日	-24日
化学産業	95日	-39日	-54日	-53日	-46日	-30日	-55日	-34日	84日	-19日	-32日	-15日	-31日	-17日	-26日	-44日
放送コンテンツ業	40日	+32日	+5日	-3日	+29日	+48日	+75日	+29日	30日	+9日	+10日	+61日	+46日	+85日	+160日	-15日
トラック運送業	48日	-7日	+2日	-13日	-0日	+28日	+16日	-2日	26日	+15日	+10日	+4日	+31日	+59日	+35日	-3日
建設業	117日	-69日	-78日	-80日	-84日	-49日	-43日	-33日	85日	-39日	-34日	-25日	-34日	+13日	+62日	-42日
食品製造	54日	-16日	-19日	-17日	-12日	-4日	-39日	-15日	45日	+14日	+5日	+24日	+5日	+15日	-2日	-17日
医薬品製造	107日	-40日	-56日	-58日	-49日	-18日	-40日	-18日	87日	-22日	-33日	+11日	+5日	+29日	-7日	-46日
印刷業	77日	-16日	-13日	-24日	-18日	+9日	-1日	-20日	72日	-27日	-8日	-33日	-10日	+15日	-2日	-34日
広告業	57日	+50日	+3日	+6日	+45日	+37日	+41日	+60日	56日	+57日	+14日	+16日	+76日	+54日	+23日	-4日

※諸外国の数値(±xx日)は日本との差

対象企業：企業データベースOrbisより、各業種において総売上高1百万ドル以上、売上原価上位100社の財務データを抽出。

## 【補足説明】 買入債務回転日数について

- 買入債務回転日数は、当該企業における平均的な支払サイトを表す指標として、財務状況を把握するために金融機関等で活用されている指標である。

算出式

$$\text{買入債務回転日数} = \frac{\text{買入債務（買掛金，手形など）}}{\text{売上原価} \div 365}$$

例

【買入債務のイメージ（月末締め・翌々月払いの場合）】

	4月	5月	6月	...	1月	2月	3月	合計		
借方	売上原価	100円	100	100	...	100	100	100	1200円	→分母
貸方	買入債務	100円	100	100	...	100	100	200円	200円	→分子
		債務の発生				代金の支払	※期末時点の買入債務			
	支払額		100円	...	100	100	100	1000円		

※買入債務は期末残高を用いるため、売上原価の月ごとの変動や債務支払のタイミングによって、実際の支払サイトと誤差が生じる場合がある。

$$\frac{200 \text{ (円)}}{1200 \text{ (円)} \div 365 \text{ (日)}} = \underline{\underline{\text{支払サイト60日}}}$$

# 【補足説明】 (図1) EDINETを利用した上場企業の買入債務回転日数の算出

- 図1の上場企業の買入債務回転日数は、EDINET ( <https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/> ) よりデータを取得して算出したもの。 ※EDINET：金融庁が所管する有価証券報告書等の電子開示システムで、無償での利用が可能

算出式	<p style="text-align: center;"> <b>買入債務回転日数 = <math>\frac{(\text{今期買入債務額} + \text{前期買入債務額}) / 2}{\text{今期売上原価} / 365}</math></b> </p> <p>※1 買入債務額＝買掛金＋支払手形＋電子記録債務＋営業未払金＋工事未払金 とする。          ※2 前期買入債務額が取得できない場合は、分子は今期買入債務額とする。          ※3 今期の買入債務額 and/or 売上原価 が把握できない場合は算出対象外とする。</p>
取得するデータのElement_id	<p>EDINETでは、各財務科目にElement_idが付与されている。買入債務回転日数を算出するため、以下のElement_idのデータを取得した。なお、いずれも単体(非連結: NonConsolidatedMember)とする。</p> <p><b>【分子】</b>以下のElement_idの計数を取得し、合計して買入債務額を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払手形及び買掛金 --- jppfs_cor:NotesAndAccountsPayableTrade             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 支払手形 --- jppfs_cor:NotesPayableTrade</li> <li>└ 買掛金 --- jppfs_cor:AccountsPayableTrade</li> </ul> </li> <li>・電子記録債務 --- jppfs_cor:ElectronicallyRecordedObligationsOperatingCL</li> <li>・営業未払金 --- jppfs_cor:OperatingAccountsPayable</li> <li>・工事未払金 --- jppfs_cor:AccountsPayableForConstructionContractsCNS</li> </ul> <p><b>【分母】</b>以下のElement_idの計数を取得し、取得できた値(下記表記の上から順に取得)を売上原価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上原価 --- jppfs_cor:CostOfSales</li> <li>・商品売上原価 --- jppfs_cor:CostOfGoodsSold</li> <li>・製品売上原価 --- jppfs_cor:CostOfFinishedGoodsSold</li> <li>・不動産売上原価 --- jppfs_cor:CostOfSalesRealEstateCOSExpOA</li> <li>・不動産賃貸原価 --- jppfs_cor:CostOfRealEstateRentCOSExpOA</li> <li>・完成工事原価 --- jppfs_cor:CostOfSalesOfCompletedConstructionContractsCNS</li> </ul>

## 【補足説明】 (図1) 留意事項

- ただし、買入債務回転日数の解釈にあたっては、以下の点に留意が必要である。

### ■ 指標の特性

買入債務回転日数は、期末残高を用いて算出した一時点の指標である。

- ・ 仕入(買入債務の発生)が年間を通じて均等に発生したという前提で、支払サイトをみなし算出している。
- ・ 従って、例えば決算直前に多額の仕入が発生した場合、買入債務が未決済で残っている状態で決算期日を迎えるため、買掛金や支払手形が多く計上され、実態よりも買入債務回転日数の値が大きく(=支払サイトが長く)算出される点に留意が必要である。

### ■ 各企業の開示方法の相違

- ・ 個別企業や業態による会計処理・表示科目等に差異があるため、必ずしも画一的に売上原価や買入債務が取得できるものではない。
- ・ 買入債務回転日数の算出にあたっては、なるべく多くの企業において必要な計数が取得できるようにElement\_idを設定しているが、例外的な開示をする等の企業があった場合、算出した買入債務回転日数が実態と乖離する可能性もある。

# 【補足説明】 個別企業の支払手形残高の情報開示について

- 企業が開示する有価証券報告書では、支払い手段の残高（約束手形、電子記録債権など）を開示している企業／していない企業がある。
- サプライチェーン全体での支払い条件の改善に向けては、支払い条件に関する情報開示が有用。

## 有価証券報告書の例

### 例1

「支払手形」という独立した科目が設定されており、支払手形の残高が把握できるケース

#### ①【貸借対照表】

負債の部	
流動負債	
買掛金	x,xxx,xxx
<b>支払手形</b>	x,xxx,xxx
○○○	x,xxx,xxx
△△△	x,xxx,xxx
□□□	x,xxx,xxx
その他	x,xxx,xxx
<b>流動負債合計</b>	<b>x,xxx,xxx</b>
固定負債	
×××	x,xxx,xxx
○○○	x,xxx,xxx
...	

### 例2

「支払手形及び買掛金」という科目に括られており、支払手形の残高が把握できないケース

#### ①【貸借対照表】

負債の部	
流動負債	
<b>支払手形</b> 及び買掛金	x,xxx,xxx
×××	x,xxx,xxx
○○○	x,xxx,xxx
△△△	x,xxx,xxx
□□□	x,xxx,xxx
その他	x,xxx,xxx
<b>流動負債合計</b>	<b>x,xxx,xxx</b>
固定負債	
×××	x,xxx,xxx
○○○	x,xxx,xxx
...	

### 例3

支払手形を明示する科目がないケース  
・支払手形残高がない場合、他の科目（その他 /等）に合算している場合、などが考えられる

#### ①【貸借対照表】

負債の部	
流動負債	
買掛金	x,xxx,xxx
×××	x,xxx,xxx
○○○	x,xxx,xxx
△△△	x,xxx,xxx
□□□	x,xxx,xxx
その他	x,xxx,xxx
<b>流動負債合計</b>	<b>x,xxx,xxx</b>
固定負債	
×××	x,xxx,xxx
○○○	x,xxx,xxx
...	

# 3-2. 支払条件を改善（サイト短縮）した企業の声

	実施の背景・理由・動機等	困難に感じた点等	その他
建設業・大企業 サイト短縮 (120日→60日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国交省「建設業法令順守ガイドライン」による要請に従い、業界においてサイト短縮を行う企業が増加しており、それに追従して実施した。</li> <li>● 協力会社の経営に寄与するとともに建設市場の発展に貢献したいという意図で実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社が受取側の取引もあるので、自社だけの取組では自社へのしわ寄せが否めない。支払サイト短縮に取り組んでいる大手企業も存在するが、十分であるようには思えない。サプライチェーンの上流から改善してほしい。</li> </ul>	<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙の手形を廃止し、すべて電子記録債権に変えていきたいが、取引先との決済手段をこちらから一方的に変えることはできない。省庁等の主導で業界全体に働きかけてもらえると助かる。</li> </ul>
建設業・大企業 サイト短縮 (120日→60日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業界全体として手形廃止やサイト短縮の流れがあるため、当社もそれに追従した。</li> <li>● 手形通達や自主行動計画に謳われている「支払サイトを将来的に60日以内とする」という努力義務は達成する必要があると認識していたため、実施した。</li> </ul>		<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後もさらなるサイト短縮や手形廃止の機運が高まれば、当社としてもそれに追従することになるだろう。</li> </ul>
建設業・大企業 サイト短縮 (120日→60日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当局からの要請によるところが大きいですが、業界全体としてサイト短縮の流れがあり、競合他社に劣後したくない、協力会社との関係を強化したいという理由もあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社受取の手形サイトは従前と不変。サプライチェーン全体での施策を検討してほしい。</li> <li>● 支払条件改善に対して融資による支援では利息が負担となる。更なる支払条件改善については、国からの補助金等があるとよい。</li> </ul>	<p>【サイト短縮のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● サイト短縮により、協力会社との信頼関係が高まったと感じている。</li> </ul>
建設業・大企業 サイト短縮 (120日→60日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当局からの支払条件改善要請に従って実施。社内的には、他社もやっているのでは仕方がないという雰囲気であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共工事は請負形態であるため、受取と支払にサイト差が生じ、立替払いをしなければならない場面が多い。</li> <li>● キャッシュフローへの影響は大きいため十分な検討が必要であった。</li> </ul>	<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大企業からの代金受取についてはサイトを含め不変。</li> <li>● 全銀協、メガバンク等、決済システムに互換性がない。統一的なシステムを構築してほしい。</li> </ul>
建設業・大企業 サイト短縮 (120日→90日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力会社との関係強化に関する施策としてサイトの短縮を実施した。</li> <li>● 同業他社でも60日としているところは少なく、90日とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の取り組みに関して資金繰りに問題はなかったが、これ以上の改善は難しい。</li> </ul>	<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 近々通達が改正され、支払サイトを60日としなければならないのではと認識している。</li> </ul>

(資料) 令和2年度インタビュー調査より

## 3-3. 支払サイトに関する論点

- 支払いサイトは産業ごとに特性があるものの、日本はどの産業も他国と比べて長い傾向。
- 支払サイトが長いと、「受取人への資金繰り負担」、「資金効率の悪化」、「資金調達コストの増加」が生じ、産業全体の課題として短縮化に取り組む必要があるのではないか。
- 特に、サイトの長さを維持したまま約束手形を売掛債権化すると取引条件が悪化するため、サイトの短縮とセットで取り組む必要がある。

### 1. サプライチェーン全体での取り組み

- ◆ 個々の企業にとっては「受取」と「支払」のサイトをバランスさせるのが理想であり、サイトを短くしていくためにはサプライチェーン全体での取り組みが必要ではないか。

### 2. 業種ごとの特性を踏まえた取り組み

- ◆ 業種によって資金サイクルが異なるため、業種の特性を踏まえながらサイトの短縮化に取り組む必要があるのではないか。
- ◆ 他方、同一の業種によっても企業によってサイトの長さには幅が見られる。例えば「業界平均」よりも長いサイトの企業は、業界の平均を目指すなどの取り組みはどうか。
- ◆ そのための基盤として、財務情報における積極的な情報開示が求められるのではないか。

## **4.ファクタリング等の使い勝手の 向上に向けて**

# 4-1.ファクタリングの課題—手数料と取扱金額

- ファクタリングの取扱金額と手数料は、業態により以下のような傾向がある。
  - －取扱金額：銀行系（5,000万円～）＞それ以外（50万円～）
  - －手数料：独立系・オンライン系（年率10%台～）＞銀行系・ノンバンク系（年率3%～）

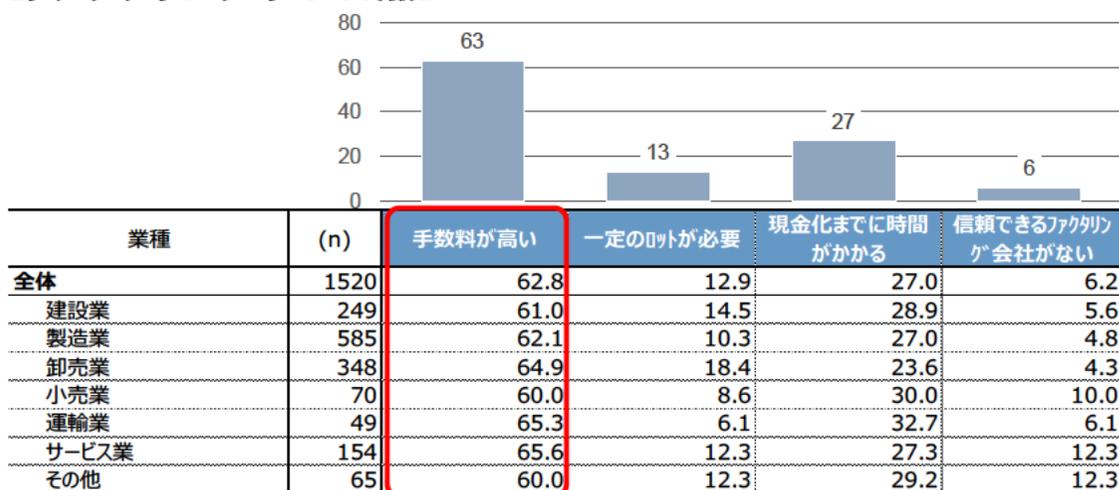
## 【業態別の特徴】

（資料）各社HPより作成（2020年9月25日時点）

業態	商品	主な対象先	対象債権	取扱金額	最低手数料の平均 (年率換算※)	資金化
銀行系	・保証型がメイン ・買取型もあるが3社間ファクタリングのみ ・電子記録債権の一括ファクタリングあり	法人	法人向け売掛債権	(総額) 5,000万円～1億円以上	短プラ～数%	即日～1ヶ月 (商品による)
ノンバンク系	・3社間または医療ファクタリングがメイン	法人	法人向け売掛債権	50万円～2億円	3%～	1週間～
独立系	・大半が3社間/2社間ファクタリングを提供 ・ただし2社間ファクタリングがメインのところが多い	法人・個人	法人向け売掛債権 一部では個人向けも可	50万円～6,000万円	13%～	即日～
オンライン系	・大半が2社間ファクタリングのみに特化 ・オンラインで完結、AI与信管理、銀行API利用等あり	法人	法人向け売掛債権	50万円～4,000万円	11%～	即日～

※ 債権のサイトを2か月と仮定して試算

## 【ファクタリングの不満点】（資料）令和2年度アンケート調査より



## 【ファクタリング利用(2社間)の平均的なケース】

- ・売掛債権:金額250万円、サイト3カ月
- ・手数料:25万円～75万円（10%～30%）



**買取金額：175万円～225万円**

## 4-2.フィンテックの動きーオンライン系ファクタリングの動向

- 最近では、オンライン（非対面）での申し込みをして、小口債権の現金化にも対応したオンライン系ファクタリングが注目され、金融機関との業務提携が拡大している。

### 【最近の動向】

（資料）各社プレスリリースより

#### ■ マネーフォワードケッサイ株式会社

- 2020/7/22 福岡銀行と2社間ファクタリングの共同事業化に向けた実証実験開始  
(MF社の「アーリーペイメント」を提供。決算書、通帳明細等より与信審査、手数料1~10%、最短2営業で資金化可。)
- 2020/7/17 三菱UFJファクターと売掛債権の決済保証について業務提携  
(三菱UFJファクターの取引先企業向けに、請求書の発行から督促まで請求業務を全て代行し、売掛金の入金も保証する。)
- 2020/7/3 広島銀行と売掛債権の決済保証についてビジネスマッチング契約締結
- 2020/6/26 静岡銀行と売掛債権の決済保証についてビジネスマッチング契約締結

#### ■ OLTA株式会社

- 2020/9/15 あいおいニッセイ同和損保とクラウドファクタリングについて業務提携
- 2020/9/14 オリックスとクラウドファクタリングについて業務提携
- 2020/8/19 三菱UFJリースとクラウドファクタリングについて業務提携
- 2020/7/30 群馬銀行と十六銀行にクラウドファクタリングのOEM提供開始
- 2020/4/8 東日本銀行とクラウドファクタリングについてビジネスマッチング契約を締結
- 2020/4/1 山陰合同銀行とクラウドファクタリングの共同事業に向けた実証実験開始
- 2020/2/10 新生銀行と「anew」を設立、クラウドファクタリングの提供を開始
- 2020/1/15 りそな銀行とクラウドファクタリングについてビジネスマッチング契約を締結

### 【金融機関との業務提携によるメリット】

#### オンライン系ファクタリング会社

- ーファクタリングの信頼度・知名度の向上
- ー利用者増加によるAI審査の精度向上

#### 金融機関

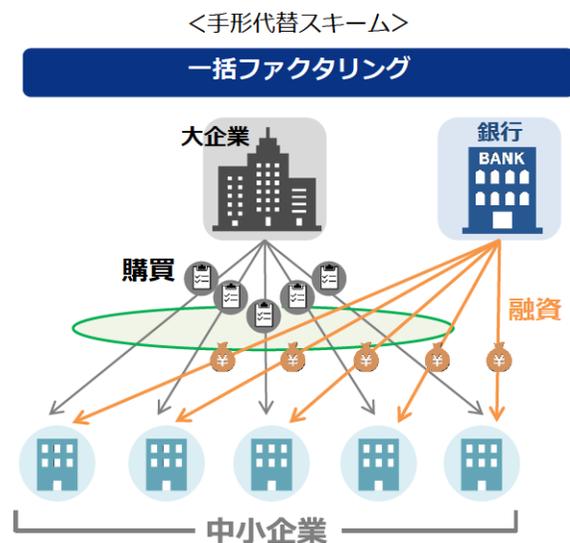
- ー小口案件の業務効率化
- ー取引先の利便性向上
- ー紹介手数料の獲得
- ー顧客リレーション向上・取引の裾野拡大

## 4-2.フィンテックの動きーオンライン系ファクタリングの動向

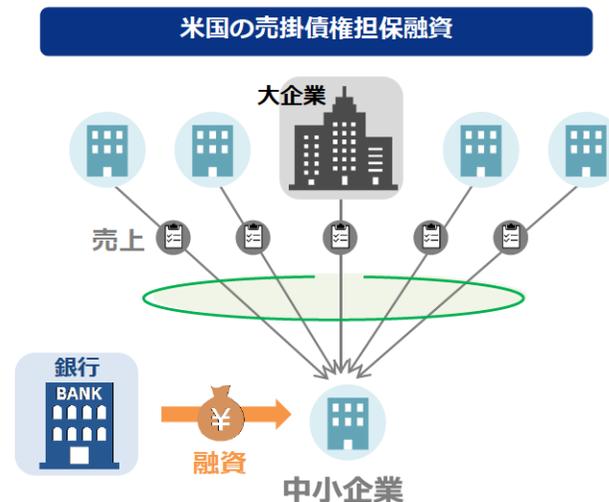
- 売掛債権一括ファクタリング（発注側企業主導）、集合債権担保融資（受注側企業主導）といった、新しいファクタリング・サービスの可能性。
- 中小企業の有するロットの小さい債権を「まとめる」ことで、コスト低減や業務効率化を目指す動き。

4

### トランザクションファイナンス（売掛金担保融資）の2類型



- 大企業を押さえているメガバンク中心の融資スキーム  
⇒債務者中心 現状では大企業の支払のみ取扱い。
- 大企業の高いクレジットに基づくので、与信が容易
- 貸手の利便性は高いが、借手は自社の運転資金需要の一部しか満たせない。
- **大企業のクレジットリスクにも関わらず、一律に短期プライムレート**であることが多い。



- 中小企業を取引先とする地域金融機関の融資スキーム  
⇒債権者中心
- いろいろな売上先が混在するので、与信判断には手間がかかる
- **借手に必要な運転資金需要を満たせる**
- キャッシュフローを全て押さえるので、中小企業に対する融資は一行取引となる



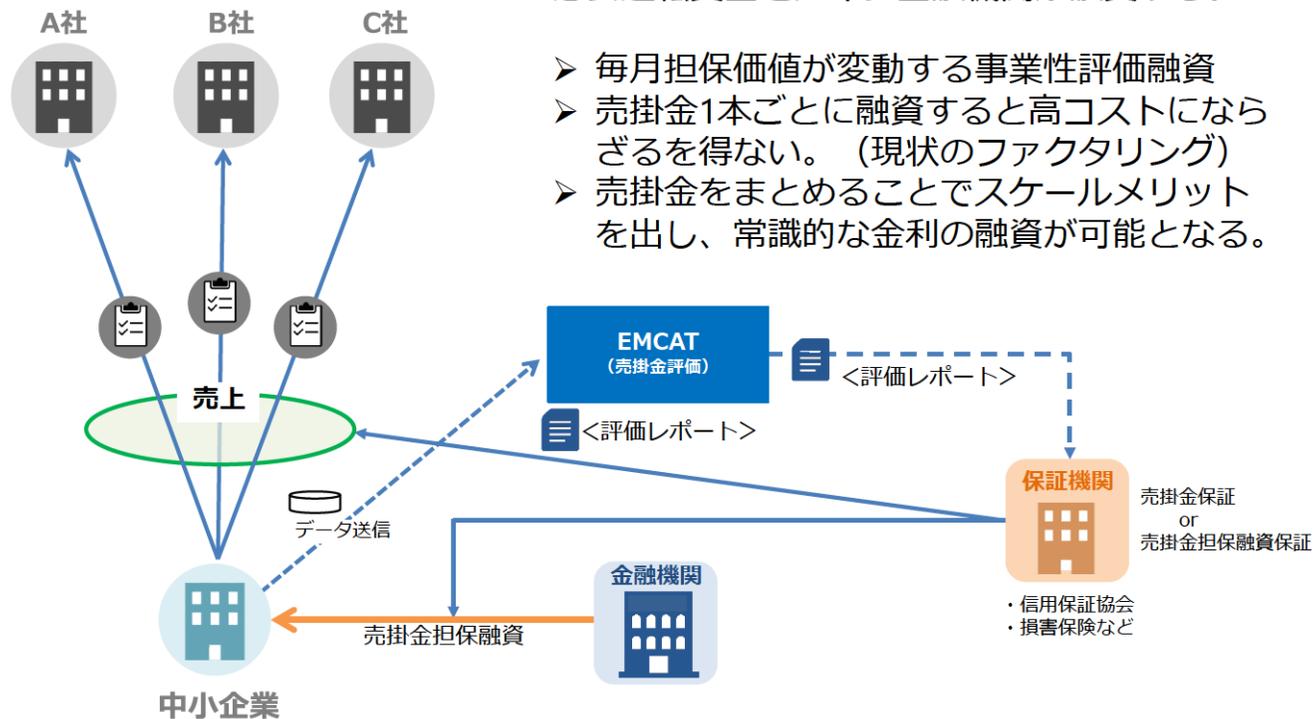
## (続き) 4-2.フィンテックの動きーオンライン系ファクタリングの動向

9

### システム化された集合債権担保融資（米国型売掛金担保融資）

中小企業の売掛金全体を集合債権担保として、必要運転資金をメイン金融機関が融資する。

- 毎月担保価値が変動する事業性評価融資
- 売掛金1本ごとに融資すると高コストにならざるを得ない。（現状のファクタリング）
- 売掛金をまとめることでスケールメリットを出し、常識的な金利の融資が可能となる。



## 4-3.ファクタリングに関する論点

- 約束手形の利用の廃止や支払いサイトの短縮化と併せて、安全で利便性の高いファクタリング・サービスを提供していくことも中小企業の資金繰りにとって重要な課題。
- 中小企業にとっての利便性は、①中小企業の有する比較的少額の債権にも対応していること、②利用料金が低いこと、③審査が早いことなどが挙げられる。
- このようなファクタリング・サービスを提供していく上で、以下の点が課題ではないか。

### 1.金融機関と新しい事業者との連携

- ◆ 既存のファクタリング事業者のサービス改善に加え、金融機関とオンライン系事業者との連携も有用ではないか。

### 2.債権を集合化する仕組み

- ◆ コスト低減などを実現していく上で、少額の債権をまとめていくことも有用。
- ◆ そのため、事業から生じる債権を包括的に譲渡できる制度整備やファクタリング・サービスの提供を進めていく必要があるのではないか。

### 3.安心して利用できるファクタリング・サービスの提供

- ◆ 悪質なファクタリング事業者の事例も指摘される中、中小企業が安心して利用できるためのファクタリング事業者自身の取り組みも必要ではないか。

## **5.自主行動計画について**

## 5. 「自主行動計画」について

- 「約束手形の利用の廃止」、「支払サイトの短縮」、「ファクタリング等の使い勝手向上」を実現していくためには、個別の企業の取り組みでは限界。産業界・金融界全体で取り組む必要。
- 長年の取引慣行の見直しは、業種ごとに課題も異なる。そのため、業種ごとにアクションプラン（「自主行動計画」）を策定し、P D C Aを回して進捗を管理する、という手法が有効ではないか。

### 1. 産業界が取り組む項目の例

- ◆ 約束手形の運用改善
  - 手形サイトの短縮化、振出人による割引料の負担など
- ◆ 約束手形の利用廃止に向けた行動計画
  - サプライチェーン全体での現金化、電子記録債権化、支払いサイトの短縮化

### 2. 金融業界・ファクタリング業界が取り組む項目の例

- ◆ 決済手段の利用料体系の見直し
- ◆ 電子的手法の普及促進策
- ◆ 使いやすいファクタリング・サービスの提供方策

# 今後の検討スケジュール

論点：①手形払いの現金化、②支払サイト ③割引料

- 第1回 検討会 7月31日（月）  
趣旨説明 現状整理 など
- 第2回 検討会 8月19日（金）  
手形支払適正化の検討 など
- 第3回 検討会 9月14日（月）  
中間とりまとめ

論点：④IT化・新たな決済手段

- 第4回 検討会 11月16日（月）
- 第5回 検討会 12月21日（月） 
- 第6回 検討会 来年1～2月
- 第7回 検討会 来年2月  
とりまとめ など